

第四十回国会 農林水産委員會議録 第二十六号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事山口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事山中 貞則君 理事尾鹿 覺君

理事石田 宥全君 理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

飯谷 忠男君 草野 一郎平君

倉成 正君 小枝 一雄君

坂田 英一君 網島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 松浦 東介君

米山 恒治君 角屋堅次郎君

川俣 清音君 栗原 俊夫君

栗林 三郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 橋崎弥之助君

西宮 弘君 芳賀 貢君

安井 吉典君 山田 長司君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局長) 齋藤 誠君

(振興局長) 齋藤 誠君

委員外の出席者

農林事務官 石田 宥全君

(農地局事務官) 富谷 彰介君

(農地局管理部長) 丹羽雅次郎君

(農林事務官) 橋 武夫君

(振興局事務官) 橋 武夫君

農林技官 楠木 豪夫君  
(農事試験場農機部長) 近藤 頼巳君  
(東京農工大学 教授) 井関邦三郎君  
(日本農機具工業会会長) 二瓶 貞一君  
(農業機械学会 理事) 松本 烈君  
(農地開発機械 公団理事長) 下川 善之君  
(農地開発機械 公団理事) 下川 善之君

三月二十九日

委員栗林三郎君及び山田長司君辞任につき、その補欠として栗原俊夫君及び芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員栗原俊夫君及び芳賀貢君辞任につき、その補欠として川俣清音君及び山田長司君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員川俣清音君辞任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
参考人出席要求に関する件  
農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)  
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三號)

土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田宥全君外十四名提出、衆法第五号)

○野原委員長 これより会議を開きます。この際、芳賀貢君より議事進行に関して発言を求められております。これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 昨日の当委員会におきまして、ただいま審議中の畜産物価格安定法の一部を改正する法律案に関連しまして、今日二十六日に農林大臣が畜産物価格安定法に基づく畜産物価格審議会に諮問をされたわけであります。その諮問の趣旨がわれわれ国会の承認を受けて審議会に参加している委員といたしまして不明な点が多岐に多いので、昨日は当委員会において畜産局長から諮問の趣旨について答弁を求めたわけであります。依然として明確な態度が表明されなかつたわけであります。従って昨日は委員長のお計らいによりまして、本日午前十時に農林大臣の出席を求めて農林大臣から責任ある見解を聞くことになっておたわけであります。いまだに農林大臣並びに主管の畜産局長の御出席もありませんので、出席できない事情等があれば調査の上、委員長からその事情についてお知らせを願いたいわけであり

ます。

○野原委員長 昨日、芳賀委員のお話もありましたので農林大臣に御出席をいただくように連絡をいたしました。まだ出席がないわけでございます。

○野原委員長 それでは今委員長の発言された趣旨に基づいて、本日の委員会の議事の予定もあると思っております。この点は保留をすることにしておきます。本法案の審議の過程において、今後重要な点でありますので、ぜひ農林大臣から直接法律に基づく審議会に對して諮問を行なうような場合の運営の基本については明確にしてもらふ必要があると思っております。この点は委員長においてしかるべく取り計らっていただきたいことを希望申し上げます。本日は発言を保留をしておきたいと思っております。

○野原委員長 石田宥全君外十四名提出にかかると土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案を議題とし、審査を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小枝 一雄君。

○小枝委員 私は簡単に提案者代表の石田委員にお尋ねをいたしましたと思いますが、この土地改良区の財政の再建に關しましてはわれわれも同様に憂えておる一人でありま

す。石田委員御承知のように、わが国の土地改良事業はいわゆる食糧増産対策としての施策行政措置というものが一応終止符を打って、農業基盤整備という方向に進められております。しかしわが国の土地改良はこれが食糧増産対策であると農業基盤整備であるといかにかかわらず、農業を将来行なっていくということとは、要するに土地と水ということが絶対不可欠の条件であります。そういう条件を整備いたしましたところ農業の自立経営を達成せられ、農家の所得を増大し、生産性向上をはかることが初めてできるのであります。そういう意味におきましてこの土地改良区の財政の再建に關する特別措置法をここに提案されたことについては私は心から敬意を表する一人であります。しかしながら、先般提案理由につきましては一応提案者から聞いたのであります。い

ま少し御所見を明らかにしていただきたい点が二、三ありますので、これについて質問いたしてみたいと思

います。まず第二条にありますところの「債務の弁済が著しく困難な土地改良区」ということであります。実はわれわれもこの点につきましては石田委員と憂いを同じういたしました。農林省当局に對してもこの問題について一応どの程度のもので再建に必要な土地改良区であるのか、それに対する財政的

な処置はどうあるべきか、そういうものについて基礎的な調査をすることを要望いたして参つたのであります。著しく困難な土地改良区というのは具

体的に申しますと大体どの程度のものか、それについてのお考えがあれば提案者から伺っておきたいと思ひます。

○石田(青)議員 お答えいたします。

ただいま小枝委員から御質問がございました問題は前段の行政確保に關しましては、これは私も水資源開発公団設置に關しても態度を明らかにしたのであります。さらに水資源開発との關係の上に立つて本格的に土地改良法の改正をいたしまして行政確保をはからなければならぬと考えておる次第でございます。

第二条の「債務の弁済が著しく困難な土地改良区」云々という事で、どの程度あるかという御質問でございますが、この点は実は農林省当局が従来みずから権威ある調査をなかないたしませんで、土地改良全国連合会に委託調査等をいたして参りましたが、全国連合会におきましてもこれがサンプル調査の域を脱しておりません。従つて正確な数字をここで申し上げることはきわめて困難でございます。しかし昨年未に行なわれた農林省の調査の中で償還金の延滞をいたしておる組合の數、あるいはまた債務の弁済が困難なためについに金融機関から不動産の差し押え等を受けて混乱をしておる地区等が相当多くなつて参つておることは御案内の通りでございます。私どもの手元にあります債務の弁済が延滞して参りますものは、一カ年以上の延滞というものは、二千四百九地区のうち二百三地区、一カ年未満が四百八十二地区、こういふことになっておるようであります。なおこれは当局側でも目下それがために運営が混乱に陥つ

ているような地区等もあるようでございまして、それらの問題については数字的なものは一つ当局側から答弁していただきたいと思います。

○小枝委員 今、石田委員からも当局から答弁させるといふお話でございます。それで管理部長にお尋ねしたいと思ひますが、さういふたいだいな質問いたしましたような数字的な基礎について調査ができておればそれを明らかにしていただきたい。この問題については実は昨年の農林水産委員会においても石田委員を中心として、この案が提案をされ、その当時に農林省当局に聞きまされたところが、農林省当局では、どうもまだ的確な数字が把握できないから、これは準備ができるまで待つてもらいたいというふうな意見もあつたのですが、大体調査ができておればその数字を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○丹羽説明員 土地改良区の不振の状況の調査につきましては、昭和三十五年の十月現在で農林省が全国土地改良協会に委託をいたしました調査が一つございまして、石田委員から御提案の本法につきましても不振団体の數三百二十九、負債額五十四億、延滞金八億八千万円といふこの数字は、三十五年十月現在におきます全国土地改良協会に對します農林省の委託調査の結果の数字でございます。農林省にいたしましては、この問題の重要性にかんがみまして、三十六年の三月三十一日現在で農林漁業金融公庫あるいは農地局等を通じて調査を重ねてやつた次第でございます。その結果について申し上げますと、土地改良区は全体で一

万三千余ございまして、この中で公庫に對します延滞金、一日でも二日でも延滞に入つておるもの、これは六百八十五土地改良区でございます。このうち延滞の度合いによりまして区分いたしました数字は先ほど石田委員からお話ございました二百三組合でございます。それから一年から六カ月の間の延滞にあるものが五十二組合、それから六カ月未満の延滞といふものが四百三十組合、六カ月未満のものには一日、二日というふうなものも含めての延滞でございます。延滞額につきましてもは総額で八億七千六百万円が公庫に對します延滞といふことに相なつておりますが、このうち一年以上の延滞額は六億七千万円、さういふような状況でございます。

○小枝委員 石田委員にも少し細部にわたつてお尋ねしたいので、この第二条第四項の「再建整備計画」といふのがここにありますが、これに對しまして農林漁業金融公庫または農林中金から受けることを必要とする援助の内容といふこととございまして、これは内容についてはまだそこまでは御準備ができておらぬと思ひます。その点については聞こうとは思ひませんのであります。ただ農林漁業金融公庫または農林中金からは融資の方法なりまして、御承知のように農林漁業金融公庫と農林中金からは融資の方法が違います。期限におきましてもまた金利におきましても、さういふ問題において非常な差がありますから、これは農林漁業金融公庫を主とするものであらうと思ひます。しかしながら農林中央金庫からも、その土地改

良区の財政内容によりまして融資を受ける、あるいは援助を受けることが、これもまた当然あるかと思ひますが、その程度その分量をどこによつてこれを分けられようとするのであるか、さういふ問題についての御所見を伺いた

○石田(青)議員 小枝委員御指摘の通りであります。大部分は農林漁業金融公庫の融資でございますが、ただつなぎ融資であるとか、事業のやりくりの面等では農林中央金庫を利用する場

合が多いのであります。これは短期かつ金利の高い、その点でそれらつなぎ融資あたりの關係でやむを得ず融資を受けておるものが多いのであります。さうしてその中金の關係といふものは従つて本質的な問題とはならないと思ひます。農林中金の性格等からいたしまして、やはり援助すべき面も当然出て参ると思ひます。今申しましたように公庫との關係において援助措置をとるべきものである、かように考へておる次第であります。

○小枝委員 次に財政的処置であります。これは主としてやはり金利の補給であるか、さういふ点についてお考へになつておりましたら。

○石田(青)議員 これは当然償還期限の延長と、それからその延長期間における利子補給、ここに主眼を置いたものであります。御承知のように土地改良事業が経済効果が上がつて参らないうちに償還に入つて参りますと、非常に困難を伴つて、それがために事業不振に陥るような場合が多いのであります。それらの点を勘案いたしまして、一定期間償還を延期して、その延

期中の利子を補給する、この二点だけでその間運営の指導よろしきを得て再建をしようといふのが本法案のねらいとするところでございます。

○小枝委員 この案によりまして、都道府県知事がいろいろな計画を立て、またこれに對して都道府県が援助をする、さういふことになつておられます。これは御承知のように國營事業に關連する土地改良区あり、県營あるいは団体營に關する土地改良区あり、種々雑多でございますが、これはどの程度のものに適用しようとするのであるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○石田(青)議員 御指摘の通りでございます。國營、県營、団体營といふいろいろございまして、しかし県營におきましても、やはり地元の府県知事の指導助成等に對する、また計画立案等に對する關係が相當深いものがございますので、やはり國營といへども府県知事の責任において再建計画を立てしめ、そして府県も相當な援助をし、府県が援助をした場合において最終的にさらにそれに対して國が援助をする、さういふ建前をとりたいと思ひます。

○小枝委員 次に簡単に御尋ねをしておきたいと思ひます。これは、財政的処置であります。さういふ問題につきましても県の財政に一つはたよらなければならぬし、また國の財政的処置といふものが当然必要になつてくると思ひます。それに対する國の資金の援助とおるかといふことについて、御見當をおつけになつたことがあるかどうか

二

か、これについて伺いたいと思ひます。

○石田(有)議員 御指摘の点につきましては、実はこれはすでに農林省におきまして、ケース・バイ・ケースで再建計画を立て、県も必分の援助をし、金融機関もそれにそれぞれ援助をする再建事業がございます。しかし再建計画を立てたならば国全体でどのくらいの予算措置が必要であるかというところまでは実は計算はいたしておりません。これは時限立法といたしまして、一定期間のうちに財政再建を必要とする認めたる府県知事が再建計画を樹立いたしました、それに基づいて予算措置をするというのであります。いきなり予算措置をするというところでございますので、その準備段階、準備期間が相当ございますから、その後には財政的な措置をする、こういう考え方に立つておるわけでありま

す。

○小枝委員 大体私の聞かんとするところはお尋ねしたわけでありまして、そこで私は最後に石田委員に政治的な立場から一つ御所見を伺っておきたいと思ひます。

この法律案は、実は先回御提案になりましたときに、ちょうど坂田君が委員長時代に、いろいろ苦心をされて委員会内の調整をとられたことがありま

す。その当時は、この案についてはいろいろ異論のあるはずはないと思つたのであります。一応御趣旨には賛成である、しかしながら、いまだいろいろの準備が十分でなかつたりするようないことがあつて、実は今日に至つておると思ひます。御承知のように、今土地改良については、この石田委員ほか皆

さんから御提案になつておるような御趣旨の点が必要であることはもとよりでありまして、また土地改良法というのがあります。これは御承知の通りで、この土地改良法は御承知のごとくもう長い間改正されておると思ひます。しかしながら、わが国の農業といふものは自來長足な発展を遂げ、あるいは変化を遂げてきております。ことに御承知のごとく昨年は農業基本法が成立をいたしました。それらの関連の立場から、あるいは食糧増産対策から、さらに農業基盤整備、こういう幾多の重大な問題を経まして、内容的にも非常な変化が起つております。そういう意味におきまして、この再建整備が必要でありまして同時に、土地改良法が根本的、抜本的に現在の農業に適するがごとく改正する必要があるというところは、石田委員も十分御承知であろうかと思つておるわけでありまして、

そこでもわが自由民主党といたしましては、実はその点に思いをいたしまして、今党内にも土地改良法改正の小委員会を作りまして、目下検討いたしておる。参議院の重政藤徳君を委員長にいたしました。もうすでに十数回にわたつて委員会もやつて、でき得るならばその成案を得て、この国会に提案をしたい。もしもこの国会に間に合ふようになれば、次の国会に間に合ふようになれば整備させようというところで、実は鋭意努力をいたしております。実はこれも、石田委員を初め農林委員の皆さんの中にも非常にそつりい熱望の御要望があるということを考えてやつておるわけでありまして、そこで、これもそつりい問題に關連することがあるのでございまして、これは私どもの党は、今直ちにこれを

をのめと言われましても困難な事情にある。しかしこの法律の内容に盛られておる趣旨に対しては、われわれも決して反対するものではないばかりでなしに、これは積極的に実現させたいという熱望を實は持つておる。そういう場合でございますが、でき得るならばこの案をさらに拡大されまして、將來わが党の案もでき上ることになると思ひますけれども、そういう時期を待つて、近い將來これが政府提案として出ればお互いに提携してこれを検討する。あるいはまた政府提案としてこれを出すことができないというならば、共同提案にして、土地改良法全体に対するものをつやつたらどうかというところにわれわれとしては今考え

ておるわけでございます。これに對して石田委員はどうかお考えになるか、これはちよつと御意見を伺つておきたい。

○石田(有)議員 お答えいたします。実は本法案は第三十八国会で当初提案をいたしましたのでありますが、当時坂田農林水産委員長のもとに、でき得れば兩党共同提案で成立をせしめたいという意図のもとに、これは野党として最大限譲歩をいたしました立場において立案をいたしましたのでございまして、農業基本法との関連等もございまして、これがスムーズに成立を見なかつたのでございまして、その後坂田委員長を中心といたしまして、少なくとも財政再建に關する法案は成立をせしむべきであるというところで、当時の農地局長も参加を願ひまして、數回懇談を遂げ

て、ある程度までこれは成立の可能性も出て参つたのでありますが、会期末の混乱等のために成立を見なかつた

第であります。そういう経過がござい

ますので、もしこれが政府提案なりあるいは兩党共同提案というふうな形がとれるといたしますならば、私どもは喜んで本法案を撤回いたしました。共同提案に持ち込みたいと考えておるわけでありまして。

土地改良法全体の改正の關係であります。これは社会党におきまして、現在の土地改良法が時代的にもきわめて客觀情勢が變つておる。その

で、抜本的な改正を必要とするのであり

うというところで、社会党の中におきま

しても抜本改正について今要綱を整備

中でおきまして、農業基本法との関連

におきまして、農業の機械化、近代化

をはかる上におきまして、土地改良が

現在のような状態であつては、わが國

の農業が國際農業の中になつていける

はずがございませぬので、それらの点

については思い切つた本法の抜本改正

を必要とすると考えておるのであります。

○小枝委員 私はこれでやめます。  
○野原委員 暫時休憩いたします。  
午前十一時四分休憩

午前十一時七分開議  
○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑を続行いたします。栗原俊夫君。

○栗原委員 石田宥全君外十四名提出の土地改良区の財政再建に関する特別措置法案、これに関連して、もちろん提案者石田君にいろいろと御質問を申し上げるわけですが、これに関連して政府当局のいろいろな御所見も承りたいと考えておるわけでありませう。

先ほど小枝委員からの質疑によつて、政府当局から三十六年三月末現在の全国の土地改良区は一万三千である、そのうち延滞という形で不振の姿をとっているものが六百八十五である、こういうお話であります、農地局長からこの点をいま一度御確認を願いたい、このように考えます。

○庄野政府委員 先ほど管理部長から御説明を申し上げました土地改良区の総土地改良区数が一万三千七百七十九で、そのうち一年以上、あるいは一年以上から六カ月、六カ月未満、こういった延滞状況のものを総括いたしますと六百八十五、この説明を申し上げますが、その通りでございます。

○栗原委員 そのような延滞を持っておる土地改良区の規模別の内訳、たとえていいますならば、その中で国営の土地改良区に關係した団体、都道府県、県営關係の土地改良区に關係した団体、

それ以外、こういったものの分類ができませんか。

○庄野政府委員 ただいまのところは国営付帯の団体の土地改良、あるいは単独の県営の付帯、そういった區別をもつて調査しておりませんので、中身はわかりかねます。

○栗原委員 そこでお聞きしたいのは、こういう延滞を起す、言い方をかえれば不振土地改良区が発生する原因、これについていろいろ原因がございませうが、その原因のごくおもなものを二、三あげて一つ御説明を願いたい、このように考えます。

○庄野政府委員 そういふ不振といふますおもな原因と考へられますものは、大体土地改良の施行中あるいは施行後におきます災害の発生という問題が一つございませう。それから負担金がよく集まりにくいというものの中には、先ほど申しました災害による負担過重の問題が出てくる、あるいは土地改良区の土地改良事業の事業効果が十分発生しない場合がある、あるいはそれが多少遅れて、受益者の一部のところにはまだ十分発生してない、こういったことから負担金が集まりにくい、それが原因になっている。こういった事業効果の未発生の問題がございませう。

それからもう一つのおもな理由といたしましては、土地改良区の運営が非常にまずいということがいわれております。その運営の中には十分なる管理態勢がとられてないというところもございませうし、あるいはまたその中におきまして内紛が生じている、そういった場合もある。そういったものを

合めて土地改良区の運営が非常によくない、そういったような原因が大体考へられる原因だと思つております。

○栗原委員 今いろいろ原因をあげられたわけでありませうが、実は私が経験しておる中で、特に局長にお聞きしたいと思つておられますことは、土地改良事業の発生といふことが出発にあつたつて、なかなかほんとうに農民の納得を得られないままに土地改良を推し進めたいというふうなところ、こういったことがかなり土地改良事業の延滞を起す、不振を起す大きな原因になつておると考へられるのですが、そういった点を特に考へられたことはございませうか。

○庄野政府委員 土地改良事業を開始いたしますにつかましては、土地改良法によりまして土地改良区を作りまして、そして事業を起す、そういった事態におきまして土地改良区の設立におきまして、あるいは土地改良事業の計画、これの着手という段階におきまして、それぞれ土地改良区の中の利益農民の有資格者の三分の二以上の同意をとつて始める、こういったことになつておるわけでございます。この段階におきまして計画概要を縦覧に付する、あるいは計画書を報告してそれに対して異議を求めるといふ段階がありまして、そういったことで大体土地改良区の事業の実態といふものはわれわれとしては周知徹底されているもの、こういったふうに考へる次第でございます。やはり三分の二が法定数でございますが、今のところわれわれとしましてはこれは完全同意がいよいよないか、こういったことで実際においては三分の二を最底にいたしました、八〇とか九〇の同

意数でないところと開始は慎重にやる、こういったような状態でも、できるだけ地区内の納得が得られたところで着工したいという態勢をとつておりますが、一部にはそういったいろいろな事情で反対の人もおる、そういった点が問題があるかと存じます。開始にあたりましては十分にこの事業の実態が農民に周知徹底するようにする、中には先生のお言葉のように上層部だけで納得しているという場合もなきにしもあらずで、そういった点で問題がある場合も多少ございませう。

○栗原委員 御説明で建前はよくわかるのでございませうが、土地改良区の設定が一定の地域をきめる。その土地に關係ある者の三分の二以上の同意、ただいまのお話ではできれば一〇〇％、最低三分の二以上の賛成があれば、か他に他の者の反対があつてもこれは強制でやるという、こういった建前でございませう。そこで、そういった最低三分の二の場合には、三分の一まで反対が一応見せられるということ、それからかりに一〇〇％の人が賛成してもその事業が区画整理というふうなことからこれは地域全部にわたつて行なえるかもしませんが、灌排といふますか用水の問題のようなときには、必ずしも地域全般には水がいきかねるといふような事態が、事実上は多いと思つては、そういった場合に地域の中に入つておる各一筆々が、工事については当然法的には負担義務を負わなければならないと思つておるのか、法的に土地改良の地区全地域が……。

○庄野政府委員 まあ土地改良の事業によりまして用水の補給あるいは排水を目的にする、あるいは用水と排水をあわせて行なう事業、いろいろございまして、やはり何か地区内の農民に土地改良事業が利益になるといふこと、全然利益にならないというふうな場合はめつたにないんじやないか、この考へておられますので、用水補給にいたしましては大体水がいよいよに計画はされておる、こういったことになるだろうと思つておる、先生の御指摘のような場合があるというふうなことになるれば、利益を受ける限度において負担する、こういったように土地改良法ではなつております。

○栗原委員 そういふ点が概念的にはわかつておるのですが、なかなか具体的な問題になると問題が発生する余地が非常に出てくるわけなので、具体的に聞きますと、計画を立てるときにたとえば百町歩なら百町歩の地区を土地改良区に設定する、そして工事費がきまる、またそれぞれ国営、県営あるいは団体営等によつて困の負担分、農民の負担分、これがきまる。そのときの負担分は一筆ごとにあるいは反当ごとに負担金というものが当然きめられて承認が得られ、工事が出発する、こういったのですが、これはどうなんですか。

○庄野政府委員 計画について同意をとる場合におきましては、平均的な反当幾らの負担をするというふうな程度でありまして、具体的にはこの土地が幾ら、こういった計算まではまだなにかいきかねる。大体地区内の平均反当の負担金はどの程度になる、こういったところで計画書の縦覧、報告をして同

意数でないところと開始は慎重にやる、こういったような状態でも、できるだけ地区内の納得が得られたところで着工したいという態勢をとつておりますが、一部にはそういったいろいろな事情で反対の人もおる、そういった点が問題があるかと存じます。開始にあたりましては十分にこの事業の実態が農民に周知徹底するようにする、中には先生のお言葉のように上層部だけで納得しているという場合もなきにしもあらずで、そういった点で問題がある場合も多少ございませう。

○栗原委員 御説明で建前はよくわかるのでございませうが、土地改良区の設定が一定の地域をきめる。その土地に關係ある者の三分の二以上の同意、ただいまのお話ではできれば一〇〇％、最低三分の二以上の賛成があれば、か他に他の者の反対があつてもこれは強制でやるという、こういった建前でございませう。そこで、そういった最低三分の二の場合には、三分の一まで反対が一応見せられるということ、それからかりに一〇〇％の人が賛成してもその事業が区画整理というふうなことからこれは地域全部にわたつて行なえるかもしませんが、灌排といふますか用水の問題のようなときには、必ずしも地域全般には水がいきかねるといふような事態が、事実上は多いと思つては、そういった場合に地域の中に入つておる各一筆々が、工事については当然法的には負担義務を負わなければならないと思つておるのか、法的に土地改良の地区全地域が……。

○庄野政府委員 計画について同意をとる場合におきましては、平均的な反当幾らの負担をするというふうな程度でありまして、具体的にはこの土地が幾ら、こういった計算まではまだなにかいきかねる。大体地区内の平均反当の負担金はどの程度になる、こういったところで計画書の縦覧、報告をして同

○栗原委員 御説明で建前はよくわかるのでございませうが、土地改良区の設定が一定の地域をきめる。その土地に關係ある者の三分の二以上の同意、ただいまのお話ではできれば一〇〇％、最低三分の二以上の賛成があれば、か他に他の者の反対があつてもこれは強制でやるという、こういった建前でございませう。そこで、そういった最低三分の二の場合には、三分の一まで反対が一応見せられるということ、それからかりに一〇〇％の人が賛成してもその事業が区画整理というふうなことからこれは地域全部にわたつて行なえるかもしませんが、灌排といふますか用水の問題のようなときには、必ずしも地域全般には水がいきかねるといふような事態が、事実上は多いと思つては、そういった場合に地域の中に入つておる各一筆々が、工事については当然法的には負担義務を負わなければならないと思つておるのか、法的に土地改良の地区全地域が……。

○庄野政府委員 計画について同意をとる場合におきましては、平均的な反当幾らの負担をするというふうな程度でありまして、具体的にはこの土地が幾ら、こういった計算まではまだなにかいきかねる。大体地区内の平均反当の負担金はどの程度になる、こういったところで計画書の縦覧、報告をして同

意を得る、こりいうふりに相なりませす。

○栗原委員 そりいう形で出券する。具体的にはたとえ用水、開田という

ようなことになるという、一〇〇％開田できない。たとえ七〇％しか開田できない、こりいうことになる。開田できたものは了承した面で負担金を背負う。ところが残った三〇％は、おれのところには水がこない、また水を引こりうしない、また全部の持ち田地を水田にしても困る、こりいう場面から具体的に水を引かない、こりいうとくると引いたものは負担金はオーケーではあるが、引かないものはこれは払えない、こりいう立場にこれは立ってくる。具体的には個人であっても一町歩持つておるうち、七反は水を引いても三反は水は引かない、こりいうとき一町歩の負担金が払えない、こりいうような場面がしばしば出てくるわけです。こりいう点はどのような指導で処理してこりうとしているのか、この辺は実際問題になるとしばしばぶち当たる問題なので、こりう明らかにしておいていただきたい、かよりに考えませす。

○庄野政府委員 事業が完了いたしました、大体平均は、受益地の中の面積で割った数字が大体平均の反当負担、こりいうことになるわけでありませす。から、実際に徴収する場合には、土地改良区の中でこれは自主的にきめることに相なると思いますが、この場合においては土地改良法によりまして受益者が受ける利益を勘案する。先生がよく御承知と思いますが、この町歩によりまして大体受ける利益を勘案してきめるとこりいうことになりませすので、当然そ

の受ける利益に差等がありますれば差等がつくというこりに相なるるかと思ませす。

○栗原委員 私、群馬の出身で、地元のことをあまり詳しく聞くことはどうかと思つておるが、たまたま妙義山ろくに団体營、県營、国營と三つそろつて問題を起こしているのがおるので、団体營から一つ一つ御指導をいただきながらお答えを願いたいと思つておる。

甘楽郡に小坂の団体營という土地改良区があるのです。こりこは百町歩の計画面積で、総工事費二千万円、一反歩二万円、こりいうことで仕事が始まりました。関係農民は、団体營でありませすから、四割補助と自己負担六割、一反一万二千元でできるのだ、こりいうことで仕事を始めたわけだ、こりいうこりいざやり上げてみると、技術的にもどりしても三十二町歩ほどしか改良できない、こりいう形になりました。また時の経過によつて約六、七百万工事費もふえたようです。その間、団体營でありますから、借入金の子もふえて、大体三千万円くらいになったようでありませす。そこで三十二町歩ばかりの人がしよわざるを得ないという形になつたわけです。残りの、水が全然引けない人たちは、こりこへは水が引けないのだから、なるほど土地改良区に調印はしたけれども、金は払えない。かかった金はだれかが払わなければならぬ。結局同じ人で一部開けた水田、それに開けないところもあるが、こりこに幾分めんどうを見てもらうというこりいうことになると、初め一万二千元でできるとこりいう出券点のものが、大体

七万円かかるというこりこなです。しかもこれをさらに年賦で払つていけば十万円以上になるだらうというこりこなことで、非常に問題が起こつておるわけです。当初出券した人たちは、もちろん幹部の諸君が印判を押すことによつて借入金をしておつたが、とてもやり切れぬというこりこで、これはばかばかしい話だが、たまたま町長の選挙があるのにかこつて、ある町長候補に理事長を強引に押しつけて、そりして借りかえの判を全部これと差しかえた。そりして出券当時の人たちは判を全部抜いてしまつた。ところがその町長が脳溢血で倒れて死んでしまつた、こりいうこりこでなかなか問題が起こつておるのですが、こりいうこりこに、金が払えなければ、せつかく土地改良を行なつた土地を差し押さえて取れるというこりこになると、土地改良のためにやつた土地改良事業が結局土地を手放す結果になる、こりいうこりこになるというこりこで大問題が起こつておるのですが、こりいうものはどのような判断をして、どのような解決指導をしたらいいのか、一つ明快な御指導、答弁をお願いしたい、こりこ思ひませす。

○庄野政府委員 なかなか明快に答弁いたしかねて、私たちがその解決にただいま苦慮している段階でございませす。県ともよく相談いたしまして、また補助を受けました融資、団体營の金融を受けました金融公庫ともよく相談いたしまして、その点について何とか打開の道を開きたい、こりいうこりこで県あたりともただいまよく相談いたしておる段階でありませす、もうしばらく御懸念いただきたいと思ひませす。これは金の負担もありませす、なかなか明

快には申し上げかねるのでございませす。が、何とか解決いたしたい、こりいうこりこで群馬県当局とも打ち合わせいたしておりませす。

この団体營とそれから碓氷の県營のもの、それから国營で申しますと、鍋川のもの、これは先生もよく御承知だらうと思ひませす。今解決に努力中であるというこりこを前もつて御答弁申し上げて、しばらく時間を御懸念願いたい、こりいうこりこでございませす。

○栗原委員 ただいまは団体營の問題として、農民間で頭を悩ましておる。次に、やはり同じ妙義山ろくでただいま農地局長からお話のあつた、これは県營でございませす、俗稱碓氷水、碓氷土地改良区であるわけでございませす。これは出券当初一億九千万円で出券いたしました。この当時大体一反歩三千円足らず、肩を泣かせれば持ち出したの金がないというこりこで実は出券したのですが、それが途中で大きな変更がありませす。初めは自然流水を頭首工で取り入れる、こりいうこりこであつたのですが、それが妙義裏に仲木ダムというダムを作る、従つて工事費もはね上がった六億四千万円、今では七億円になつておると聞いておりませす。ところがこれが計画変更の承認手續が一向にとられていない、こりいうこりこで、初めは中金等からいろいろと借り入れて、関係農民からの負担金を集めることなしに県への負担金を納入しておつたのですが、時間の経過で償還期限も回つてくる、こりいうこりこで関係農民に割賦を回した。こりこがそれでは償が遠くないかというこりこから、これは払い込み拒否

にあひませす。そこで土地改良区では、法によつて市へ徴税と同じ行為によつて徴収してもらつた委託というこりこで、すか委任ですか、これを行なつて、差し押えに出てきたわけです。ところが農民の側では、われわれは一億九千万円の線については調印をしておるけれども、計画変更によつて膨張したものであるというこりこを何ら関知しない、こりいうこりこで差し押えに対して大きく抵抗をしたわけでありませす。これに関する政府当局の考え方を一つお伺ひいたしたい、かよりに考えませす。

○庄野政府委員 自然流水を頭首工で受けるかダムで受けるか、こりいう点について、申請はたしか頭首工でやるという話がありませす、それをいろいろ検討して、それでは水が足りないではないかというこりこな事情もあつた。しかしダムになつて、ダムで縦覧公告はされておる。こりいうこりこに私承知しております。しかしいざいざにしましても変更手續を要するか否かというこりこも問題にも多少の論議はございませす。が、農民が承知いたしておるこりこは、たしか頭首工でやるというこりこで、ダムになつたけれども、計画はダムで縦覧公告した、こりいうこりこな経過もございませす。具体的にはこりこが計画変更の手續を要するかどうかという点には、今申しましたように多少問題点はあるかと思ひませす。しかし農民の了解と違つたところ、問題があつてなかなか負担金が納まらないというこりこに聞いておる。これについては、今御指摘のように、負担金徴収についていろいろ市から手が打たれたわけでありませす、問題が進むに従つて、県に

おいて一応代払いをするというところまで話がついておるわけでございますけれども、今後の解決をどうするかという点につきまして、さつきも申しましたように、私もともいたしまして群馬県当局と今相談して、どうしようかという話を話し合ひ中でございます。

○栗原委員 その点が実は農民と県当局との争いになっておるわけです。その手続を完了したときには頭首工でもって水を入れる、その金額は総工事費が一億九千万円余だ、こういうことで判を押しておるわけです。ところが、いつの間にかそれがダムになって、金額も六億数千万円に上つておる。どこかで縦覧したところおっしゃっておるのだけれども、そういうことについては、調印による承認というものがあるわけではない、ここに問題があるわけです。従って差し押えが来ても、差し押えの権限がないではないか、こういうことで、これはどうにもならぬ。県の方でも工事は進めなければならぬ、地元からは金が入ってこぬというところで、実を言ひと立てかえ金で、農民負担金を県内で操作して、会計検査の方からもがめを受けておる、こういう事態なんです、実態は。そしてダムはできたが水路は全然できておらぬから、水はとまっただけでも、効率は少しもない、こういう実態なので、これは何とか解決点を見出していただくかぬとどうにもなりません。県自体も行き詰まっておるし、農民もどうにもならぬ。差し押えをやるといっても、差し押えをやってくればそれは権限がないのだという反訴をする、こういう段取りができておるわけ

でございます。このことはやはり県の今までのやり方、まあまあ一たんできたのだからあと内容がどう変わっても農民は泣き寝入りをする、こういう考え方、もう一つは水を引いてやるのは農民にはいいことなんだからいいではないかという一つのものの考え方、こういうことがまじり合つてこんな無理ができておるのではないかと、この点については、この点については、ここで確かに間違つていたとは当局からも言い切れますまい。しかし私たちが法律を讀む限りにおいては、どうもこれは違法の工事の進行である、こうとか考えられないのです。主要な計画の変更それから初めの工事金額の非常な変更、こういうものは法の第何条かにあります。特に法律まであげては言いませんが、とにかく施行令あるいは規則の中には、はっきりと法で言うところの計画変更とはこういうものを言うのだ、主要なる工事の計画の変更とかあるいは工事金の大幅な変更とか、あるいは当然、組合員の名簿を付して同意をとつたときと同じような方向の署名、調印によつて三分の二以上の同意を得なければいかぬのだということを示しておるわけです。これをやらないためにあとからこういう問題が起つてくる、こう思っています。これは十分気をつけていただきたい、そしてまたこのことは、そういう観点に立つて善処してもらいたい、こういう工合に特にここで要望をいたします。

それから次に、最後の国営の鑛川用水、鑛川土地改良区の問題ですが、これはまた問題です。昨年二億もありがたいう予算をつけてもらったけれども一文

も使えなかつたというよりな事態です。こういう姿の中で、今度はいかに政府当局が抗弁をしても計画変更だと言わざるを得ない事態が出てきたわけなんです。ということは、その土地改良区の区域の中に藤岡市という首都圏の範囲ができてきて、首都圏に入つたところは都市の住宅、工場地にするのだという建前から、どうしても地域をのこなければならぬという問題が出て参りました。それから聞くところによると、神農原という頭首工をやめにして今まで丹生貯水池という元県営の導水路を国営に切りかえて拡大する、こういうような問題もはらんでおるわけがあります。こういうようなことで、これが法で言うところの計画変更に当たるか当たらないかということもまた局長から明快に御答弁を願つておきたい、こう思っています。

○庄野政府委員 鑛川の国営土地改良事業につきましては、御指摘のような問題がございます。そういう問題を含めましてわれわれ十分検討を続けておる次第でございますが、ただいまの方針といたしましては、計画変更の手続をとるべきであらうという考え方で私たちが進んでおります。県ともよく打ち合わせまして、これについてそごがないように進めて参りたい、こういうふうに考えております。

ける。それからまた、頭首工がなくなつてほかの導水路が国営になるのだという点になつてきますと、一千町歩も受益面積が抜けて全然計画の方向も変わつてくるのだ、こういうことになれば、であらうではなくて、である、はつきり法に書いてあるのだから、ここまでこれは言明なされてもいじやないですか。一つそこまで言明して下さい。私がこういうことで食ひ下がつておるのは、水を利用することに反対だから言つておるのではないのです。利用するのには間違ひなき方法で立ち上がつていきたい、こういうことを考えているのですから、栗原はこういう質問をして足元をかつぱらうということではなくて、確実な方向で土地改良をやるのだ、土地改良は必要なんだ、しかし基礎がぐらついているから最後について金が集まらないで行き詰まる、こういうことが心配なので、ここで特に関係者の腹をきめさせて、正しい軌道に乗つて事業を進めさせるという立場であつて質問をしているのでありますから、一度胸よく、これは確かに法にいうところの計画変更であるから、計画変更の差し示す線に基づいて手続を進めて一日も早く完成を求めているのだ、こう答弁してもらいたいと思つておるのです、いかがでしょうか。

○庄野政府委員 であらう、こう申し上げました点は、先生は面積が一千町歩、こうおっしゃいましたが、われわれとしても落ちる面積がどの程度になるか、あるいはそのために水の問題としてどういふところの工事が変わつてくるか、そういう点の検討を十分いたしました、先生もよく御承知と思つて

が、昨年出しました計画変更の手続の通過規定、それに照らし合はして、それにびつたり合はせる計画変更をする、こういう考えでございます、先生が申されたような数字で事業がそういうことになれば当然計画変更の手続を踏むべきだと考えておりました、その内容を今検討中でありまして、多少弾力的に申し上げた次第であります。われわれといたしまして、大体そういう見当でございますので、これはおそろく計画変更をせざるを得ないだらう、こういうよりな考え方でござい

○栗原委員 そので、不振土地改良区ができる原因と関連して、少し詳しい質問をするわけですが、実はいろいろ議論があつて、この鑛川土地改良区につきましても、農民は水はほしいけれども非常に負担がかかるという心配から、いろいろと疑念を持つておるわけです。今の土地改良法は、国営、県営、団体営、別々になっておる。しかし個人の農民にとつてみれば、国営であらうと県営であらうと団体営であらうと、水がきて初めて経済効果が発生する、それで幾らかかるのだ、こういうことで農民はそらばんを持つておるわけです。そこで鑛川用水についても、国営部分はこれだけなんだ、こういう言い方は農民は納得しません。国営部分、県営部分、そして団体営をやつて自分のところへ水がきて幾らなんだ、そうしておれば賛成だ、反対だ、こういう形になるわけなんです、こういう議論が出てきて、県においても国営、県営、団体営をまぜて、一反歩の農民負担が三万五百円を限度として、これは必ずできるのだ、こう

言い切つて、農民説得に当たつておるわけです。そこで問題は国営の土地改良区へ入つた土地の中で、現に鑛川用水の改良区へ入つたところで、なおかつ首都圏へ入つておる藤岡の地区もまだ残つておるわけです。こゝういふところで、いろいろと住宅あるいは工場、農地転用の問題が起つた場合には、国営の土地改良区に入つた以上は、ほとんど絶対と言つていくらい、農地転用といふものはできないものなのか、もちろん広範なものはないけれども、農地法で言うところのごく小さな地方の農業委員会の許可事項あるいは知事の許可事項範囲内のもの等は、これはやはり事情によつては許可をしていくのか、この辺の關係はどうなるのでございませう。

○庄野政府委員 土地改良事業の採択に際しましては、やはりこれは農業施策として、国、県あるいは農民の資本投下をするわけにございまして、その資本投下をなすに値する農村生産力を維持培養、向上する土地に集中するのが妥当だ、こゝういふ考へでございまして、できるだけさういふ将来転用のおそれのあるような市街地付近といふところは避けていきたい、こゝういふふうになつておるわけにございまして、やはり都市近郊の農業事情等もございまして、必ずしもさういふわけに参らないような土地改良事業も例外的にはあるかと存じます。さういふ場合に、都市計画あるいは都市の自然的膨張として土地改良をやりました土地に転用が起る、こゝういふ問題も周々起るわけにございまして、それに

は、さういつた国の投資あるいは農民の投資が無効にならないように、また残ります田畑の土地改良事業の効果がそこなれないように、さういつたいろいろな配慮をいたしまして、転用についてほかの地点があればできるだけそちらの方を選んでもらいたいという希望的な意見は申し上げますが、どうしても立地上やむを得ないといつたような場合には、やはり土地改良区あるいは土地改良事業との調整を十分とつた上で許可せざるを得ないのではないか、こゝういふふうにお考へするわけにございまして。

○栗原委員 これはまことに日常茶飯事としては一番大へんなことで、大へんな大きな工場地とかいふところが特定の事情によつて許されるといふことになれば、そこで工場用水とかいふような場面で、土地改良区に支払うべき金を肩がわりするといふことは考えられるかと思ひます。しかしさうではなかつて、いろいろな形で、こほこほとやつていく、さういふことになると、これは農地を他に転用する。従つて農業用水は必要でなくなつてくる、こゝういふ場面になると、判が押してあるのだから負担金を負担しろといつてもなかなかとれない、それでも追及がていくのですか、あるいはその追及ができないといふことになれば、そこで負担すべきものが逃げた、こゝういふ場合は、その負担分は残つた他の者がこれを負ふ、こゝういふ形になつていくのですか、その辺はどうなんでしょうか。

○庄野政府委員 転用いたします場合に、農地から非農地になるわけにござい

ますが、さういつた場合におきます土地改良の負担金等は大体確定いたしておりますれば、償還繰り上げて、その転用を受ける人から支払つてもらふといふことで、土地改良区の残つた人の負担にならないといふ措置を講ずることになつております。

○栗原委員 農地転用の問題はそれでわかりました。

次に、やはり同じ負担金を払ふ払ふぬの問題で議論の起るのが、農地解放のあとに保有小作地といふものがまだ残つております。第三条によれば、原則的には耕作農民が組合員の資格者である。地主が申し出れば地主が組合員になる、こゝう規定してあるように思ふのですが、地主は申し出ない。耕作人は、今は耕作権はかなり物権的な強い権利になつておるけれども、おれはとにかく借地なんだから、わずかな金ならばともかくも、万をこえるような金を借りた地面に耕作人として投資することはいやだ、こゝういふ形でがんばる場面があるわけなんです。こゝういふ点は具体的にはどのような御処理をなさる御方針でございませうか。

○庄野政府委員 ただいまのところは、耕作者第一主義で、耕作者が当然土地改良区の組合員といふことに相なつておりました、例外的に所有者の方から申し出があつた場合には、これは農業委員会等と相談して、資格があるかどうかを判定していくといふことになりまして、原則としては耕作している耕作者が、当然資格者だといふことが言えると思ひます。

○栗原委員 耕作者優先といふことで、耕作者に優先的に認められることは、これは問題はないのですが、この

場合は土地改良で、もちろん経済的に十分ペイするからこそ土地改良事業だといふ建前に立てば、それは論理的には合ふと思ひますけれども、なかなか数万の金を、これから投資して土地改良をするといふ場合に、耕作権者である小作人が必ずしもおれが優先で、おれが払つて、おれがさういふ形にはなりにくい。従つてたとえば三分の二で可決して、反対の側が、その小作人の線で抵抗が試みられる。しかし法ではやはりお前はここの地域の中で三分の二以上で済まんだから事業をするのだぞ、金を払え、こゝういふときの追及して、その耕作人に徹底的にやはり追及していくことになるのですか、法的にはさういふことに書いてあるのですか、これはどうなんでしょうか。

○庄野政府委員 御指摘の通りだと存じます。

○栗原委員 私も県営の用水を一つやつた経験者なんです、私のやつた場合は、県営になる五百余町歩の農民を集めまして、実際に水の引けたのは二百三十町歩ですが、従つて事務費等は五百余町歩の人に拠出してもらひましたけれども、建設費は実際に水を引いた二百三十町歩の人たちに出してもらつて仕上げたわけなんです。今までの多くの場合がさういふ横行で行なわれてきておると思ひますけれども、さうではなくて、水を引いたものも引かないものも国営の關係は、法律による利益を受けてから云々と書いてあるから、でき上がった利益を受けなければ払わなくてもいいといふような法律的根拠があるいは出るのかもしれないけれども、県営段階等で工事が完了した、しかし実際に開田されたものは受

益面積全部ではない、その一部あるいは大部になるかもしれないが、受益しない場面もある。しかし受益面積の土地の所有者、言うならば第三条の資格者であるから、その面積に応じて自分の負担金を払ふべし、こゝういふ形を取り上げた、こゝういふ例が全国にありましたら、一つ何県のどの県営でさういふ取り方を成功しておるといふことをお示し願えたらお示し願ひたい、こゝう思ひます。

○庄野政府委員 今具体的にちよつと私存じませぬので、よく調べて御報告したいと思ひます。

○栗原委員 調べて報告していただくわけですが、ぼつと頭で考へて、さういふところがあるとお考へですか。土地改良区の全面積から、水がいくつと、いくつと、とにかくお前はここの土地改良の工事をやることに賛成した、あるいは反対であっても三分の二以上の賛成で、この地区はそのような土地改良区並びに土地改良区の事業として成立したのだから、お前は当然支払うべき義務がある、よつてもつて徴収するのだといふことで、その地区から全面積にわたつて徴収したといふ事例があるかどうか、こゝういふこととござい

ます。

○庄野政府委員 土地改良法によりまして、利益を勘案してと、こゝういふことになつておりますが、土地改良区の実態をよく調べてみないと、一がいに理屈だけでは申し上げかねるかと思ひます。よく調べてから御報告申し上げます。

○栗原委員 そこでこれから石田さん

先ほど当局の説明によれば、数多くの不振土地改良区がある、こういうこととございしますが、特に石田さんを中心にして提出なさった不振土地改良団体、こういうものは具体的にはどういふものをお考えになっておられるのか、一つ御説明をお願いします。

○石田(青)議員 先ほど小枝委員の御質問にお答え申し上げましたように、種々雑多でございまして、たとえは運営よろしきを得ないために、維持管理費が非常に上りかかるとか、それがために農民の中から不満が出て、運営が困難になっておるとか、あるいは今稟原委員が御指摘になりましたように、当初は国営工事だけの経費の説明があつて、その程度だけで済むと思つたら、次々に県営工事が起り、団体費が行なわれて、当初考へておつた反当三万円を済むという予定のものも四万円ぐらいかかるというやうな問題が起つてくるか、あるいは古いものになりますと、与党である自由民主党の方でも、土地改良費は全額国庫負担であるというのを打ち出して相対にこの工事を進められたが、それが実現しなかつたために、思わざる負担が過重をしたというやうなことからくる不振のものもございまして、あるいはまた計画、設計がずさんであつたために、当初の説明とは全然趣を異にした農民負担が起つてくるというやうな問題もあり、あるいはただいま御指摘になりました計画、設計の変更というやうな問題もあり、これを分析して参りますと、非常に多いのであります、それにはやはり起るべくして起つたいろいろな原因を内包してあります。従つてその解決もまた

それに適応するやうな解決の方法をとらなければならぬと思つておられるのであります、何としてもやはり国が中心になつて、この償還金に対する緩和の措置あるいは償還金緩和に伴う利子の国庫負担というやうな事によつて、まづその土地改良団体の再建整備をはからなければならぬという考へのもとに、この法案を提出した次第であります。

○稟原委員 わかりました。国が指導しながら県あるいは土地改良区の指導者が土地改良の事業をやる以上は、もちろん土地を改良することによつて経済効果を上げていく、こういう出発点の計算である限りにおいては、まづこれは間違ひがないはずなんです、それが不振土地改良区などということになるのは、経済的な移動もさるることながら、その最も基本的な工事費の問題に全く計算と相離れた問題が出てくる、こういうことから出てくるかと思つておられるので、先ほど申し上げたのですが、農民は水はほし、土地改良はしたい、しかし国営といひ、県営といひ、団体費といひ、出るきんちやくは一つなので、とにかく土地改良が幾らでできる、こういうことで出発したならば、その以後の変化によつて出てくる負担の過重分は、経済的な事情が大きく変われば別として、計画の変更とかいろいろな場面から出てくる金額の過重面は、農民には転嫁することなしに、やはり計画された限りあるいは困りなものでない限り、見てやるということにしない限り、これはなかなか大へんだらうと思つておられる。一反歩三万円なら三万円農民負担でやる、それなら経済的に合ひ、こう

いうことで出発して、その経済事情を一応コンスタントとして考えれば、それ以外にかかつてくる、かりに計画のそご等から出てくる負担等は、やはりほかに消化してもらふと、これを農民にかけていけば、初めの経済的にペイするという計算が根柢からくつがえつてくる。こういう立場に立つて、今の土地改良法の、団体費ならばかかつた経費の何%、また県営なり国営なりはこういう負担率だ、こういうパーセンテージ方式ではなかなか問題が起る。このことが不振経営の土地改良区のできる一番大きな原因のようにならざるを得ない、当面起つておる不振団体を救済することはむろんであるが、抜本的にはやはり土地改良法そのものに基本的な手をつけなければならぬのではないか、こんな工合に考へるわけでは、実は昨年ですか、周東農林大臣が群馬に参つたときも、どうもこれでは今後土地改良はなかなか問題が進められない、むしろ水道のやうに大きく展望して、幾らで水を売るといふやうなもの考へ方ではないかといふかなければだめなんではないかといふやうな発言をしておつたことが、新聞にも出ておりましたけれども、この問題について石田さんの方では、当面した不振土地改良区を救済すると同時に、これ以上不振土地改良区を作らないやうな農地法の改正というやうなことをお考へになつておるかどうか。

○石田(青)議員 ただいまの御質問の点であります、根本的には今日の土地改良法は私益追求的な立場で行なわれておるわけでありまして、私もやはりもう少し公共性というものを重

く見、そしてそういう立場に立つて農民負担というものが考へられなければならぬ、もちろんこれは国の負担といふものも考へられなければならぬと思つておられるので、そこで私もは多年これは主張して参つておるのであります、農民負担に一定の限界線を引くべきではないか、これは地方によつて違ひますけれども、農民の負担にたえがたいやうな地域もございまして、それについてはやはり一定限度の生活を見、また経営者の収支のバランスも見合つたところの一定の農民負担に限界線を引いて、そして残余の分については、償還期限等もありませんけれどもその負担率で国がめんどうを見るという形でもよくございまして、おられますので、土地改良法の抜本的な面については、さういふ点も明らかにしたいと考へておられます。

○稟原委員 農地局長にお尋ねしますが、これは実は大臣にお尋ねしたいのですが、農業基本法がございまして、これからいろいろ農業基盤の改良もやつていくことでも、まことに方向はけつこうなんです、特に山村へ参りますと、農業基本法でもつておれたちはちつともめんどうを見てもらえそうもない、こういう心配をしておる。特に山農という言葉をわれわれを何とかめんどうを見る方向を打ち出してもらいたいといふことを言つておられるわけですか、これは土地改良に關連しての質問でございまして、平坦地は一応土地改良が終わつて、順次土地改良を進めるとすればなかなか経費のかかる地区になる、それをパーセンテージ負担という形でもつていくと、生産性は低い、また非常に労働生産性も低く、

運賃負担も多いというやうな場面でも、農所得がほとんど低減していき、そういうことだから、そつちの方は経済的にペイしないから結局工事が起らないのだといつてしまえばそれで事がおしまひなんです、何かめんどうを見るという事になれば、やはりただいま石田氏の言通り、農民負担に限界線があつて他の部分は国なり県なりめんどうを見ながら基盤強化をやる、こういう方向でなければならぬと思つておられます。そういうことをやるということになれば、勢い土地改良法にも手をつけざるを得ないということにならうかと思つておられます。これは単に山農の問題ばかりでなくて、平坦地にも今後残された土地改良の問題についてもやはりいろいろ問題があらうと思つておられます、土地改良法に対して、不振土地改良地区がぼつぼつ出てきておるといふことにかんがみて、その発生原因等も勘案して抜本的な改正を行なうという方向がございまいやうか。

○庄野政府委員 土地改良法の改正の問題でございまして、ここに社会党から御提案になりました財政再建に關する特別措置法案といふのは臨時的な暫定的な法案と心得ておるのではありません、やはりその原因を突き詰めて参りますと、土地改良事業をそれ自体にいろいろの問題もあるわけでもございまして、さういふ点につきましても、われわれといたしまして、土地改良法の改正あるいは問題点の検討といふことで局内におきましても相当検討はいたしておりました、こういう問題につきましても、やはり不振土地改良区の問題とからみまして土地改良事業の今後の問題のあり方、さういふ点を考へながら、



土地改良法の改正というものは検討を  
して参りたい、こういうふうな考えて  
おります。

○栗原委員 最後に、地元の問題で申  
しわけありませんが、先ほど来いろいろ  
と質疑応答を重ねた小坂の問題、確  
水用水の問題、これらについては一つ  
政府当局でも解決に十分御尽力を願う  
と同時に、困窮箇所用水については再  
び確水用水の敷を繰り返さないよう  
に、慎重な手続によってしっかりと事  
業を進めていただくことを特に要望し  
たしまして、私の質問を終わらせてい  
ただきたいと思っております。

○湯山委員 ただいまの栗原委員の質  
問に関連して、局長にちょっとお尋ね  
いたしたいと思います。

それは政府の方で三十七年度限りの  
対策を立てておられるようでございます  
すけれども、それだけではとてども  
にもならないような具体的な事例がご  
ざいますので、それを申し上げてその  
対策を伺いたいと思っております。

これは愛媛県を南宇和郡一本松町の  
上大道という開田地帯の例でございます  
すけれども、昭和二十一年に食糧増産  
緊急対策事業として五十町歩の開田計  
画がなされました。当初はこれは国費で  
やる予定でございましたけれども、導  
水の水源の問題で若干トラブルがあり  
まして、結局変更して大体十五町歩の  
開田ということになりました。これに  
ついてはコンクリートの水路八千三百  
一メートルを国庫負担の県営事業とし  
て実施するということになりました。こ  
の水路はできたわけですが、この水路  
に關連して県の職員の不正がありま  
して、これは会計検査院からも当時指  
摘されております。こういうい

きまつてありますが、結局は全額国  
庫負担で開田でやる予定のものが団体  
営で補助事業でやろうということに  
変わり、さらにそれが後に非補助事業で  
融資を受けてやるということになりま  
して、団体営で約七百万円の借入金で  
三十一年に十三町九反の開田を完了  
いたしました。そこで三十二年から水田  
耕作を始めたのですけれども、水路が  
不良であったり、まあ三十二年は割合  
に早刈りでありましたから、そういう  
係で結局は三十二年はほとんど収穫皆  
無、なおその後三十五年までの四カ年  
ほどとんど収穫がありませんでした。そ  
こでやむを得ず県の方で三十六年度に  
県営事業として三十六カ所の井戸を  
掘ったわけですが、それで大いに期待  
したわけでも、結局三十六年度も  
反当三俵ないし三俵程度の収穫であ  
つてどうにもならぬ状態、開田資金の年賦  
償還はそうならぬ状態、差し押さ等  
によって三十七年度までは何とやら  
たのですけれども、それももろ限度に  
きています。実際に収穫の状態を見ま  
すと、三十二年が反当一石二斗四升、  
三十三年は五斗七升、三十四年は六斗  
五升、三十五年は九斗七升、三十六年  
は今のようなポンプをつけて平均が一  
石一斗五升という状態です。で、すか  
ら、これは当初の計画に誤りがある、  
当初高台になったカンシロ知だつたわ  
けですけれども、結局もう水田として  
の用はなさぬという結論に達してお  
るわけですが、離農する人もありま  
すし、今栗原委員のお話では全国から強  
制的に徴収した例があるかとおっしゃ  
いますけれども、これはやっただけ  
です。強制的に徴収して、結局差し押

えまでして、もうどうにもならない、  
しかも将来幾らやっただとしても水田と  
して耕作できる見通しは全くありません  
ん。こういうところについてはただ単  
に償還期限を繰り延べるとか、利子を  
減免するとか、そういうことだけでは  
どうにもならない、抜本的な計画変更  
をしなければ全くどうにもならない状  
態にある。こういうことについて、政  
府の方でやっておられる来年度の対策  
ではもう初めからどうにもならないと  
いうのがわかり切っております。これ  
については三十七年度限りで放置する  
のか、今われわれの方で提案してお  
るものが成立すればなお継続して救済の  
道はあると思っておりますけれども、政府の  
方でお考えになっておられる範囲内では  
どうにもならないと思っております。そ  
ういふのについてはどうにもならない  
御予定なのか。政府としてはあるいは新  
たに法律をお作りになるのか、あるは  
これで近代化資金等の融資を受けて  
果樹園なら果樹園に転換する、そうい  
う場合にも、なおかつ従来の借入金  
の圧力というものはなくならないわけ  
で、これは大へんな問題だと思いま  
す。これは一つの具体的な例にすぎま  
せんけれども、運営が悪いとかさうい  
うことじゃなくて、当初の計画自体に  
問題があつて、それを何とか趣旨に沿  
うようにしていくという努力をす  
べからぬ無理をしてやってきた、それで  
どうにもならなくなつたというものに  
ついては、別途配慮があつてしかるべ  
きじゃないかと思つたので、この際  
關連してお尋ねたいと思いま  
す。

区の実態調査をやる、そして経営診  
断をいたしまして財政再建の償還計画  
を立てる、そしてでき得べくんば専門  
員等を中心にして開田して県が中に入  
る、われわれも応援いたしますが、償  
還条件の緩和を公庫等ともよく折衝し  
て、その他区内の農民負担に適応した  
償還条件に緩和していく、こういう  
ところまで、やれる範囲でやる。とり  
あえず三十七年度は不振の原因を、先  
ほど申しましたように災害にあるの  
か、あるいは事業効果が十分でないた  
めにあるのか、あるいは土地改良区に  
あるのか、そういう点をよく究明いた  
して、それからその手を打たなければな  
らぬわけでありませぬ。必ずしもわれ  
れは償還条件だけをよくすればそれで  
いいというふうには考えないわけであ  
ります。償還条件ももちろん一つの再  
建築であらうかと存じますが、それだ  
けでは済まない、もっと根本的に事業  
効果の発生するように事業を促進する  
という一つの手であらうと思いま  
す。そういう点をよく究明いたしま  
して、その結論によりまして、三十八  
年度以降においていかなる手を打つか  
という点の素材をよく集めて、その  
素材によって立法事項があれば立法を  
するし、予算措置が必要であれば予算  
措置をする、あるいは公庫との交渉で  
済むものがあればそれをやる、そう  
いった第一着手の出発点を三十七年度  
はまずやろう、その段階において、た  
だ公庫等の償還条件を緩和すればそれ  
でうまく話が進んでいくというところ  
があればあわせてそれもやっています  
というふうな考え方をやります。三

十七年度で打ち切らう、こういう感じ  
ではございません。引き続いて三十八  
年度にいかなる手を打つかというこ  
とで準備をいたしたい、こういうこと  
でございます。

それから今先生が御指摘になりました  
た愛媛県の、これは開拓地でございます  
か、それとも一般の既農地ですか。  
○湯山委員 これは開拓地じゃありま  
せん。従来地であったのを開田した  
わけです。

○庄野政府委員 私よく事情を承知  
いたしておりませぬので、よく調査  
いたしまして、これについての対策は  
よく打ち合わせて立てたいと思いま  
す。ただ融資条件だけの問題で済む  
か、あるいはもっと、この地帯にお  
きます将来の農業の営農目標をどう  
いうふうにかかっていたらいいか、そ  
ういふ点からかかっていたらいいか、  
ならぬのではないかと思つた。御  
指摘になりました地帯の県とも打ち合  
わせまして至急やりたい、こういう  
うに考えておりましたので、しばらく  
猶予を願いたいと思つた。

○川俣委員 關連して石田提案者と局  
長にお尋ねしたいと思つたのですが、  
実は私非常に疑問に思つていられる  
点で、だ解決されない点があるのです。  
農地法では三反歩以上の耕地面積を  
持つておられないと農業者とみなさ  
ない。ところがあなたと同じ所管の  
土地改良法でいきますと、一反歩で  
あると二反歩の耕作者であらうと、  
あるいは耕地を持つていない者も  
農業者とみなして区域に入れるわけ  
ですが、農業者といふのを農地法に  
基づいて農業者といふのか、普通、  
農業

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十六号 昭和三十三年三月二十九日

九

者という場合どつちをとるのであるか。この点一つ。これはなぜこういふことを言うかといふ事です。土地改良を行なう場合、主として従来のやり方は、区画整理といふものが主でありまして、区画整理に伴う用排水を考へていくといふやり方ではないかと考へて、今後、われわれは反対であるけれども、農業基本法を示しまして、規模の拡大、また、耕地面積は拡大できないにいたしまして、果樹をやるとかあるいはフレームを作るとか、あるいは花畑を作るとかいうことによつて企業化していき、そういったしますと、フレームですと三反歩あれば十分成り立つ農業にもなり得るわけなんです。そして、農業者といふ場合に、一、二反歩だけの耕地面積をいうのか、その点がはっきりしないと将来の政策が立たないと思つておつた。

引き続いて石田先生にもお尋ねするのですが、不振地区といふのは、時間がないから私から言いますけれども、いろいろな原因があるといわれましても、一番問題は何かといつても設計がまずかつた、あるいは故意に経費をからさないような設計にしておいて、あとで、当然一年か二年で設計変更を伴うことが初めから予想されておつたにかかわらず、負担金をわずかに見せるために故意に設計を少額に見積もつておつたといふところに一番問題があるのではないかと考へておつた。これは結局は政府または原の指導の責任でありまして、農業者、農民の責任ではない。従つて政府の責任を明らかにすることが不振地区の解消のために何といふにしても絶対必要な要件だと思つておつた。その場合でも、一休農民といふ場合に、石

田先生は、耕地面積のどの程度までのことを農民といわれておられるのか、これも関連して参りますので、両方にお尋ねしたいが、先に局長から答弁願いたい。私の質問はこれだけで、答弁が悪いければまた質問しますけれども……。

○庄野政府委員 農業者といふことで私からお答えいたします。農地法では自作農、小作農といふ區別はしてございませぬ。特に農業者といふ定義はなかつたかと存じます。それから土地改良法にも農業者といふ法律用語はございませぬ。ただ農地法で三反歩未満は農業を営む者とみなすかみなさないかといふ問題じゃない、土地を新しく取得する場合における一つの基準を三反歩に置いただけの話でありまして、とにかく三反歩未満は農業者じゃない、三反歩以上は農業者である、こういうことは農地法には規定してない、それは先生がよく御存じのことだと思つておつた。農地法は自作農、小作農、こういう規定がございませぬ。

○石田(青)議員 不振原因について、いろいろあるけれども、中心は計画、設計の問題じゃないか、それは政府が最終的に責任を負わなければならぬ性質のものではないかといふ御指摘でございませぬが、私もそのように考へておつた。そこで財政再建は国の責任においてやるべきであるといふことを明らかにしておる次第であります。

なお農業、農民、そういう問題については、今後抜本的な土地改良法改正にあたりまして、農業基本法との関連においてこれを明確にいたすべきではないかと考へておつた。

○川俣委員 局長の答弁は勉強が足りないのじゃないでしょうか。表現として農業者とは言つておりませぬけれども、たとえば増反開墾のような場合には、これは農業者とみなさない、こういうことで増反配分はやつておつたんでしょ。農民なら増反配分の適用を受けるわけだ。農業者とみなさないから増反配分をしないといふことになるだろと思つた。しかも農地法の場合は台帳面積による三反歩、それから土地改良法の場合は実測面積なんです。そういうことで取り扱ひが二様になつておるのは、農業政策を進めていく上に支障があるのではないかと。別にあなたをけなしているとか勉強が足りないとか非難する意味じゃないけれども、今後土地改良を進めていく上からも必要な解決しなければならぬ問題なんです。ただ田だけという考へ方をしないで、たとえば土地改良区の中に原野だけ持つておる人、草地だけ持つておる人がある。これは耕地を持つていないけれども、農業者とみなしてこの地域内の組合員に指定をしておるわけだ。土地改良法の場合は耕地は何も關係がなくなる。農地法の場合は關係がある。自作農かまたは小作農でなければならぬ。あなたは御存じでしょう。原野を持つておる人、草地を持つておる人、あるいは山林だけ持つておる人は、これは農業者でないわけだ。農民でないわけだ。自作農でもなければ、小作農でもない。明らかに農地法の場合と土地改良法の場合とは區別されておる。今後も一体どう整理していくかといふ問題を当然検討しなければならぬはずだ。まだ検討されておらないならばおらないで、將

来検討するだけの用意があるべきだ、こう思つたのですが、時間がありませんからそれだけでよろしゅうございませぬ。

○庄野政府委員 御指摘の通りだと思つた。それぞれ法目的が違ひますので、その法目的に従つて定義をやつておつた。それから土地改良法では、土地改良事業を進める上におきまして、そういう原野なりあるいは山林なりを持つておる者も農業者とみなしてやらなかつた、土地改良も進まないといふ点もあるわけだ。ございませぬから、これはやはり土地改良法、農地法あわせでその点はよく検討して参りたい、こう考へておつた。

○川俣委員 土地改良法の場合は宅地まで入るのです。地目は宅地である、現実にはそこへ野菜を作つておられるが、こういうことが平然と行なわれておるのです。どういふ場合にこれが起こるかといふと、補助単位が二十五町歩ですから、団体のためにこれをいれなくて二十五町歩に満たないといふことで、これをいれて申請するといふことが非常に多く行なわれておる。あるいはその宅地のところに用水池がある。これを土地改良地域の中心に入れないと計画ができません。現実には必要でやつておられるでしゅうけれども、法文の方から見ると非常にあいまいな形の中で計画をされておるといふことになつておる。この土地改良の中心にため池が入りますよ。ため池は入るけれども、庭の中の用水池はため池かと言つたら、ため池じゃないが、水が

たまつておるからため池だと言えないこともないでしゅう。そういうやり方もあるわけだ。従つて、土地改良をこれからはんとらに真剣にやつていこうとすれば、農地法との關係をどうしよるかといふことが当然考慮されなければならぬ。これは今まで局長などが平気でどういふことをやつてあやまちを犯してはいるが、そういうあやまちを犯した局長ほど出世をしておるなどというのには非常におかしいです。当然やはり責任を感じなければならぬ問題だ。たとえば八郎瀧の場合を言いますと、あれは無主物だ。ところが地先開墾の権利を持つた人がおられるので、地先の埋立権を持つた人には土地の配分をしなければならぬのが土地改良法の原則だと思つたのですが、そういうことも無主物だといふ考へ方をしたり、いろいろなあやまちを犯してある。すみやかに整理をする必要があると思つたので、整理すべきだといふ意見だけを述べまして、時間がないのでこれが終わつておきたいと思つた。わからなければもつと説明しますよ。

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

○野原委員 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。午後零時三十分休憩

本日は両案について参考人をお招きいたしております。参考人を御紹介申し上げます。すなわち、農業機械化促進法の一部を改正する法律案につきましては、東京農工大学教授近藤頼己君、日本農機具工業会会長井岡邦三郎君、農業機械学会理事長二瓶貞一君、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案につきましては、農地開発機械公団理事長松本烈君、農地開発機械公団理事下川清之君、以上五名の方々が出席されております。参考人各位には御多用のところ、当委員会に御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

議事につきましては、まず参考人各位よりそれぞれ簡略に御意見の開陳を承り、しかる後委員各位より参考人並びに政府当局に対して御質疑を願うことといたしたいと存じます。

なお政府当局からは齋藤振興局長、庄野農地局長、籾木農機具部長が出席されております。

それでは近藤参考人から御意見を承ることにいたします。近藤参考人。

○近藤参考人 この法律案の大綱につきまして、特に私の立場からいたしまして、農業機械化研究所を設立して農業機械化の促進に資するためには農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうということは、現在の時点といたしまして、わが国農業の近代化のために必要であり、適当であると存じます。その理由、希望につきましての一端を申し述べさせていただきます。

わが国の農業は、その近代化のために、今後いよいよ経営構造の改善、改革をできるだけすみやかに促進し、農

業の生産性の向上を逐次に、そして大幅にはかななければならぬわけでございます。これまでのわが国の農業は零細農耕といわれ、米麦作中心であり、欧米の諸国に比べますと生産性が格段に低いわけでございます。たとえば水田農業について見ますと、これまでの経営技術構造は、零細規模の家族経営、米麦中心で家畜がなかった。耕地は分散し、狭小である。湿田や半湿田などが多く、水利慣行も旧来の不合理のままに残されておる。また人力ないし小型トラクターによる浅耕、そして化学肥料を増投する。作業は多くは手労働ないし小型農機具によつておる。過剰就業者である。こういう事柄がからみ合つたわけゆる零細農耕体制でございます。低い生産性と固く結びついておるわけでございます。こうした経営構造では、その改善のためにどんなに努力いたしましても、生産性の大幅な向上はできにくいわけでございます。農業の生産性の向上をはかるための主軸は申すまでもなく機械化であります。特にその生産性の大幅な向上には大型機械化を必要といたします。

また、そのためには大型機械を効率的に活用できる経営構造、経営技術構造に改変されなければならぬわけでございます。これを水田農業について見ますと、協業化などによりまして規模を拡大する——米作のほか畜産、一般的には酪農かと思ひますが、こういう部門を取り入れ、大区画の圃場を造成いたしました農道を整備する、また集団化を進める、湿田、半湿田は完全に改めて、水管理の施設を整備する、大型トラクターによつて深耕する、畜肥と化学肥料を合理的に施用する、作

業はすべて一貫した大型機械化によつて進める、また田畑輪換などによる飼料生産も取り入れる、そして近代的就業の形に改める、こういうことが有機的に結びついて、無理とむだなく進められることが望ましいわけでございます。こうした経営技術構造において、初めて高位の生産性の可能性が出てくるわけでございます。つまり今後の農業におきましては機械化の促進が不可欠であり、なにかなく大型機械によつて栽培並びに飼養の作業体系を確立する、そしてこれを効率的に活用することができる経営技術構造への改善、改革を目標とすべきだと存じます。

これに對しまして、農機具の開発改良が一つの重大な制限因子になつておるのが現状だと思ひます。わが国の農業の機械化の現状を稲作に例をとってみますと、従来ともその研究にかなり力が注がれて参りまして、成果も上がり、機械化も進みまして、近年の豊作に大きく貢献しておるわけでありますが、何分にもこれまでの機械化は零細経営体制に適合するように進められて参りましたために、各農作業間における機械化の度合いは断片的であり、本格的な機械化にはほど遠い段階にあると存じます。最近小型のトラクターなどがたくさん導入されまして、機械化の進展には目ざましいものがあるといわれておりますが、この程度では大幅な生産性の向上は期待することができ得ないだけでなく、過剰投資にさえなつておるの一般だと見られます。

本格的な機械化のためには、大型トラクターによる耕耘、整地、施肥、播種機による直播、また田植機、自走式コンバインによる刈り取り、脱穀など栽培收穫過程の問題とともに、乾燥調製の大規模機械からもみのばら貯蔵、ばら輸送の問題にまでわたつて一貫した体系的な改革を必要とする考えられます。最近、農業試験場などにおきまして、こうした作業の機械化、農機具の改良開発などの試験研究に着手されたようでありませんが、これまでこれらの分野が未開発でありましただけに、現行の試験研究の体制では、本格的な農機具の改良開発、また機械化栽培作業体系の確立ははなはだしく困難だと考えられます。

なお、申すまでもなくわが国の農業条件といたしましては、こうした大型機械化体系だけでなく、当面といたしましてそれぞれの立地条件、経営条件に応じて中型、小型の機械化体系の確立を必要とすることは申すまでもないと存じます。ところでさらに農業の機械化、特に栽培過程の機械化には地域性、つまり土性、土層構造あるいは傾斜その他がいろいろと違つておるわけでございますが、こういった地域性、それからまた季節性——農業は天候相手とよくいわれる通りでございますが、こういった地域性、季節性などがからみ合いますので、工業の機械化に比べますと、一般的にひどく複雑な問題だと考えられます。またわが国の水田農業におきましては、水の問題が機械化を一そう困難にするということもあろうかと思ひます。またわが国の農業条件といたしましては、外国の大規模経営の機械化の場合と違ひまして、労働生産性だけでなく、土地の生産性の高度化も要請されると存じます。そのほかにもいろいろと問題点があると

存じますが、機械化のためにはいろいろと困難な問題がたくさんあります。このように稲作について見ましても、その機械化体系の確立のために解決しなければならぬ試験研究の課題は複雑多岐にわたつております。稲作におけるこうした機械化は、果樹、畜産はもとより、その他農業の全分野にわたつて要請されるわけでもございませぬ。わが国の農業の近代化、そして生産性の大幅の向上のために、農業の機械化は困難であつても、可及的すみやかに発展させなければならぬと存じます。特に最近における農村労働力の激しい流出を見ますと、農業の機械化の促進、機械化体系の確立、そのための農機具の改良開発の試験研究の発展は緊急を要すると存じます。こうした要請にこたえるためには、農業機械化に対する現行の試験研究の体制、経費、規模、陣容などでは無理であることは明らかだと存じます。こうした観点からいまして、農業機械化研究所を設立し、従来農業試験場農機部において実施されて参りました農機具の改良開発に関する研究を、この農業機械化研究所で強力に推進するということ、わが国とその農業の動向から見まして必要であり適当だと存じます。ただ農業試験場など、ほかの試験研究機関の試験研究並びに調査研究などとの密接な有機的関連における運営が重要だと存じます。

なお、農業機械化研究所のわが国の農業近代化のために果たすべき役割の重要性に對しまして、私いただきました資料を見ましただけでよくわかりませんが、政府の出資金がさしあたり二億円ということになつておるようござ

ざいませつけれども、はたしてこれでよいのかという疑問を感じます。つまり問題の認識に不十分な点があるのでないだろうかと思われる次第でございます。いずれにいたしましても、ほかの農業機械化促進のためのいろいろの諸施策との有機的な関連のもとに、農業機械化研究所の業務の活発な適正な運営を期待したいと思ふ次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○野原委員長 次に井関参考人にお願

いたします。井関参考人。業界を代表いたしました。業界から先生方にぜひ御要望申し上げます。技術的な面は両先生にお願いいたします。この機会にお聞き取りをお願いしたいと思います。

御承知のように、最近わが国の労働条件が著しく変わって参りました。昔の長時間勤務制という日本の特異性が全部はずされてしましまして、世界水準に合わせた労働基準法というものができました。八時間制として日曜、祭日は休み、なお年に何回かの慰労休暇も与えたり、女性のごときは生理休暇も認めるといふ時代になって参りました。ここで農家だけが昔のままのすき、くわ農業をやりますと、官公庁並びに他の産業との労働条件が大へんアンバランスになって参ります。従いまして、今の青年、若い者は農村に踏みとどまらなくなるわけでありませう。なおまた、女性のごときは農村にはお嫁に行きたくないというふうな時代であります。そこでそれをカバーするために農業機械化を推進して参りまして、ようやく機械化の魅力に若い青

年が引かれ、どうやら農村にとどまらなされていこうというところでありまして、従いまして、中小の農村を機械化したしまして、必ずしも経済的に有利とは言えないのであります。今も近藤先生がおっしゃったように、どちらかというと農業機械に迫られるというふうな傾向も一部に見えて参りますが、事今日に至っては好むと好まざるにかかわらず、農業機械化の進められるのは機械化しなければ時勢の流れに沿わないのだということになって参っております。従いまして機械化いたしましたものを原価に織り込んでもらわなければならぬという時代になつたと思ふ。たまたま一年間に農業機械器具、農業発動機も入れまして売り上げます総金額は約千三百億になつておられます。まだまだ年に一割ないし一割五分程度ふえて参つておられます。ところが一方、農村のふところ工合と申しますが、農村の経済はかなり苦しいのであります。もうすでに裕福な農村は機械化してあるのであります。これから機械化していかなければならぬ農村は中小農村であります。これはどうしてもその年の収入をもって農業機械を買入れることは困難であります。二年、三年あるいは五年かからなければこれらの収益でもって償却ができないというふうな困難な情勢でございます。そのときにあたりまして先般、昨年先生方の御尽力で農業近代化資金のワクを作つていただきまして、昨年度三百億、本年度五百億というワクを大体もらつておるようであります。これは農村のためにまことに喜ばしいことであると。

この資金は、農協の資金を全面的に使われております関係上窓口が農協にございまして、従つて農協の扱いになりまして、商売人が売りまして約七五〇内外、約一千億内外の機械代金をこれに当てはめることに非常に気がねをしておる状態でありまして、従いまして少し片手落ちになっておる、これを一つこの際この商業者が扱つておられ七五〇の売り上げ金額を何とか近代化資金に乗せていただきたい、これはどうしてもやはり近代化資金のワクをふやしていただく、三百億ないし五百億程度の政府資金を出していただくことが非常にけつこうなのであります。ところがそつこうな大きな金を政府資金でまかなつていただくというものは、なかなか今日の情勢として御無理だと思ひます。従いましてこの一部を地方銀行に協力させていただけば、地方銀行もこれに協力する意思が十分ございまして、そつこうなことにいたしまして、窓口を二つにしたいといたしたい。そして約七割五分の商業者関係の扱つておる農業機械代金を今の近代化資金のワクの増額と別な窓口を作つていただいて、気がねなしにこれを公平平等に使わせてもらつような機関をなるべく早くお作り願ひたい。一方今そつこうワクがございまして、商業関係の方はそれに対抗して無理して充つうといたしまして、非常に販売が長期にわたります。長期の手形になりまして、金額もかなり膨大にふくれて参ります。今の金融情勢では銀行でこれを割つてもらうことが非常に困難でありまして、各メーカーとも非常に資金難に陥つております。このままでいった

ら、おそろくこれは近いうちにつぶれるメーカーがたくさん出てくるのではないかと、非常に憂慮しておるのではありません。こつこうな方法を講じていただきますと、農家もどこで買つても近代化資金を利用してもらえる恩恵に浴する。同時にそれによつて回収が非常に乗りますので、メーカーも助かるというふうになります。ぜひとも一つこの際、重ねて業界を代表してお願いをいたしたい、こつこう存じます。

次に、かねてから御計画になつております農業機械化研究所の問題でございます。

これについて業界の意見を率直に申し上げました。御承知の通り業界すなわちメーカーは、各工場に試験室を持っております。試験設備を持っておりまして、相当な人員も擁しておりますが、しかしなかなかこれは予算に限りがありまして、採算に乗れないという、将来なるかならぬかわからないようなところまではなかなか手が回つて参りません。将来の機械、たとえば田植機、ほんとうに実現しておりませんが、これらの未完成のものをどうしても早く機械化いたしまして、農家の労働力の均衡をはかつてあげなければならぬのであります。これらに相当する欠いておることは明らかでございます。これに新製品の検査でございます。これがなかなかむずかしい問題でありまして、いろいろばな機械だと思つて作つた機械が実際には実用に適しなかつたりと、思ふぬところに故障が出てみたりと、これらがほんとうに農家の喜ぶ機械であるかどうかという

ことを見定めるには、相当完備した研究室と広大な試験農場をもちまして、十分に試験をしなければならぬのであります。これがなかなか思ふ通りに参りません。こつこういふ観点からこつこうに困が片棒かついで、片棒では支えられないと思ふ。こつこうに御支援をいただきます総合農機具試験場、農業機械化試験場というふうなものができまして、民官力を合せて足らざるところを補つていくということに非常にけつこうな事だと思ひます。実はこつこうやつてもういたかつたこととして全面的に御協力申し上げます。ただこつこうに申し上げたいことは、せつかくこつこうで踏み切つていただくものではもつたないこととであります。従いましてこれを本格的に活用し、その真価を高めるためには、どうしても研究所の設備を完備しなければならぬと同時に、技術員の充実ははからなければいけません。と同時に相当広範にわたる試験設備を完備しなかつたままに、同時に、せつかくお作り願つたのだから、なるほどこの研究所ができたおかげで農家も助かり、われわれメーカーも非常に助かつたといふところへどうしても落ち着いてもらひたい、それには国家の方でもう一歩踏み込んでいただいて、大いに一つお力添えを願ひたい、こつこう存するのであります。

終わりに申し上げます。これは専門の先生方に申し上げますと釈迦に説法でありまして、まことに申しわけな

いのでありますが、実は近ごろ一部の  
人たちから、農村も非常に楽になつた  
とか、ぜいたくになつたとかいろいろよ  
うな話もちやほら聞くのでありますが、  
私は三年間百姓をやつておりました、  
それからこの仕事に転向いたしました、  
約四年近く農村と苦楽をともしして、  
農村の経済状態をよく知つております  
が、まだまだ農村は窮屈であります。  
貧乏くじを引いておられます。従いまし  
て他の産業、要するに官公庁のお役人  
さんや他の産業人と同じような努力、  
同じような生活をいたしましたら、  
おそらく一たまりもなく農村がつぶれ  
るのであることを私は信じて疑わな  
い。まあ特に裕福な農家は別といたし  
まして、農家の一家をささえるものは、  
努力が生むものである。とにかく他を  
顧みず、どうしてもこの農家の家を  
守らなければならぬ、仲ばさなければ  
ならないという強い信念からがんば  
り通しておるのだ、こう思うのであり  
ます。ことに今後伸びるであろういろ  
いろな他産業、これにレベルを合わせ  
ていこうということになる、これは  
なかなか大へんなことでありませう。今  
近藤先生からだんだん大農式というお  
話もありました。将来はそれが望まし  
いのでありますが、なかなかこれが一  
朝一夕にして大農経営に持つていくの  
とは困難でありまして、当分の間この  
中小農業をいかにして守るかというこ  
とに各先生大いに一つ力を注いでいた  
だいて、そうして恵まれる農村を何と  
かして他の産業とレベルを合わせて、  
生かしてやつてもらふことに相当思ひ  
切つた今後の農業政策をとつていただ  
き、農業基本法の裏づけをしていただ  
きますことを特にお願いを申し上げます

して、私の話を終わらせていただきた  
いと存じます。  
○野原委員長 次に二瓶参考人にお願  
いいたします。  
○二瓶参考人 二瓶でございます。自  
分のことにわたるようで恐縮ござい  
ますが、私、学校を出ましたのが大正  
十三年でございます、約四十年前、  
ちやうど日本の農業の機械化というも  
のがようやく始まつたときから、今日  
まで約四十年間農業機械の方の勉強を  
いたして参りました。それで確かに今  
の農業機械化というものは、発動機の  
数が二百万台とか、モーターが百万台  
とか、あるいは動力耕耘機が百万台と  
いうようなことで、非常に機械化が進  
んだようでありまして、これはあくま  
で個人的な小さな機械の機械化なんで  
ありまして、それによつてほんとうの  
労働の生産性なり、土地の生産性が上  
がつていられるかと申しますと、ここ  
に非常な疑問があるのであります。どう  
も将来は、ただいまの井岡さんとは  
違ひまして、やはり大きな機械化とい  
うような問題に取り組んで参らなけれ  
ば、日本の農業というものが産業とし  
て成り立たなくなりますし、また国際  
農業との競争におきましても完全に脱  
落することは火を見るより明らかだと  
私は信じております。こういう点につ  
きましていろいろ時間をかけて参るわ  
けに参りませぬし、近藤先生と井岡会  
長さんから申されましたので、いろ  
ろ申し上げませんが、今回のこの機械  
化促進法の一部の改正につきまして率  
直に私の感ずるところを申し上げま  
す。

機械化促進法の一部改正となつてお  
りますが、非常に大きな改良がこの中  
に含まれておりまして、一つは機械化

研究所——機械研究所でなく機械化研  
究所、ここにまた非常な含みを持つて  
おるのだらうと思ひます。これが促進  
法に加わつたこと。それから農機具の  
検査の方法が完全に前とは違つた形で  
現われてきたという点に注目しなけれ  
ばならないと思ひます。この検査の方  
法におきましてはいろいろございま  
すが、非常にうれしく思ひますことは、  
検査の時期が随時検査になつたとい  
うこと。今までの検査であります、不  
合格になりまして、早くて一年、おそ  
ければ三年ないし四年間次の検査を待  
たなければならぬ、こうなりますと、  
と、出品されるころのメーカーさ  
ん、農機具を製造される方々が非常な  
苦難に陥つておるのであります。こ  
ういふ点をいつても検査ができるとい  
ふふうに思ひ切つて改革されました  
非常によいと思ひます。それから検査  
の発表のときに成績が発表になる。こ  
れまた需要者であるところの農家に  
とつてありがたいことで、これまた非  
常にうれしき改良を加えていただいた  
と大へん喜んでおります。それから  
一つは、今までは同じ機械でありな  
がら、作つておられる人も、これを売  
る人も、出品して検査を受けなければ  
ならないという非常にむだなことが  
多い。同じ機械を、三軒から出てお  
りますと、三回の試験を繰り返さな  
ければならぬというやうな、時間から  
見ても、お金の点から見ても、これ  
が非常なむだをしておりますが、こ  
れがなくなつた点、こういう点におき  
まして、私はこの改良を非常にうれし  
く思ひます。ただ、検査の合格、不  
合格というものを研究所だけでこれを  
決定してしまふということが第八條の二に

うたつてございしますが、これは私はど  
うかと思ひます。今までの国営検査で  
すらも、国の検査でありながら機械化  
審議会において審議いたしまして合格  
を決定しておつたのであります。これ  
が半官半民の研究所に委託して、そ  
うしてその合格を決定する。もちろん機  
械化審議会におきまして試験の方法な  
り、それから試験の基準というものを  
きめておりますから、これに照らし合  
わせれば合格か不合格かということ  
立ちどころにわかるようになってお  
ることも承知しております。しかしな  
がら、やはり半官半民となつたときに、  
対世的に見て、これをどう信じて  
らうかという点に多少の疑問を持つて  
おります。あるいは農林御当局の方  
では、審議会とかなにかを開くのは大  
んだ。今までは三月に一度、あ  
るいは半年に一度開けばよかつたの  
であるが、今度は随時検査になつて、  
ちよこちよここの審議会を開くとい  
うことは大へんであらうというやうな  
心からでもございませうが、これは  
やり方によりまして、この機械化審議  
会のメンバーをきめるなり、あるいは  
審議で済むと思ひますから、こういう  
点が改良されたならば私はお願ひし  
たいのであります。

それから研究所であります。これま  
た非常にありがたいことでありまし  
て、今までの農業試験場の一部なり  
一課でやつておりましたことが、今  
度は大きく取り上げられたことはま  
ことに喜ばしいことではあります、こ  
の仕  
事の  
内容  
であります。業務の内容に  
は、農業機械化の促進に資するため

農機具の改良に関する試験研究及び調  
査を行なうとありますので、これは考  
えようによつては、何でも入つてく  
る。こんなうまい法律用語というか、  
巧みに逃げておられますが、これはも  
ろ少し具体性が無いものか、機械化研  
究所の大きな仕事は、農業試験場の仕  
事とはおのずから違つております。そ  
ういふ点で新しい開発、今までの日  
本農業の機械と申しますのは、米麦一  
辺倒の機械でありましたが、果樹の機  
械あるいは畜産、そういう方面の機  
械で新しく開発しなければならぬ機  
械が、農林御当局の御調査によりま  
しても七十種類と言われております。  
あるいはもつと多くあるかもしれませ  
ぬ。こ  
うい  
ふ  
非  
常  
に  
急  
が  
な  
け  
れ  
ば  
な  
ら  
な  
い  
仕  
事  
で  
あ  
り  
ま  
す  
か  
ら、  
官  
と  
民  
と  
が  
一  
緒  
に  
な  
つ  
た  
研  
究  
所  
と  
い  
う  
こ  
ろ  
に  
意  
味  
が  
あ  
る  
の  
で  
あ  
り  
ま  
す  
が、  
開  
発  
研  
究  
と  
い  
う  
よ  
う  
な  
こ  
ろ  
に  
重  
点  
を  
置  
く  
よ  
う  
な  
業  
務  
の  
内  
容  
、  
そ  
れ  
か  
ら  
民  
間  
の  
金  
も  
出  
て  
お  
る  
の  
で  
あ  
り  
ま  
す  
が、  
今  
井  
岡  
さ  
ん  
が  
言  
わ  
れ  
ま  
し  
た  
よ  
う  
に、  
民  
間  
の  
方  
の  
研  
究  
所  
と  
い  
う  
の  
は  
最  
近  
非  
常  
に  
拡  
充  
さ  
れ  
て  
お  
り  
ま  
す  
。大  
き  
な  
工  
場  
に  
な

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十六号 昭和三十三年三月二十九日

るいはおやりになる目標がおありにな  
るかと思いますが、やはりこれも強く  
うたつていない。農業機械設計上の基  
礎原理と申しましようか、あるいは基  
礎資料のための研究、これはすぐには  
金の方には関係いたさないにいたしま  
しても、りっぱな農業機械、特別な産  
業機械の中でも私は農業機械は非常  
にむずかしいと思う。今の動力耕耘機は  
自動車以上に設計やなんかにおいて困  
難さがあるのではあります。そういう点  
におきます基礎の資料が非常に不足  
している。こういうものをどどんどん提  
供してやらなければいけないと思いま  
す。また規格統一というような問題が  
ございしますが、妙な規格統一をや  
ると、機械の発達を阻害いたしますが、  
部品の統一というくらいのことには、こ  
れはぜひお願いいたしたい。通産省の  
J I Sはございしますが、現在たとえ  
新たに生まれようとするところの十馬  
力ないし二十馬力のトラクターにつ  
きましての規格の問題であります。こ  
ういうような点は世界的にも、小さな  
トラクターにJ I Sみたいなものはき  
まっておりますが、せめて作業機と  
のヒッチ、すなわち結合部分、こうい  
うものの統一というように、こうい  
うふうな部分的なJ I Sの——J I  
Sと申しては弊害があるかもしれませ  
んが、こういふ点につきまして、いわ  
ゆる部品の規格統一というようにな  
ことをだれもやらないでおる。ぜひこの研  
究所の方に私はお願いいたしたい、こ  
ういふふうに考えます。

なお、機械化審議会というものが前  
からございまして、今度の法令からも  
除かれておりませんが、これはちつと  
も前と変わっておりません。ただ農林

御当局に非常な苦言を申し上げるよう  
で恐縮であります。私自身もかつて  
は農林省の役人でありましたものでご  
ざいしますが、先輩づらしまして妙なご  
とを申し上げるようでありますけれど  
も、この機械化審議会におきまして検  
査部会の審議会がございまして、これ  
はなるほど昭和二十八年に——実を申  
しますと、昭和二十八年の前の昭和二  
十四年ごろから国営検査をやっており  
ます。それから今日まで約十五年間  
営検査に關係するところの審議会とい  
うものが非常によく活動して、今日功  
績があつたことは、どなたも御承知の  
通りであります。しかしながら、この  
機械化審議会は、審議の委員が二十五  
人、専門委員が四十五人おられま  
して、日本の農業機械化の将来につ  
いて、昭和二十八年から今日まで十年  
間のうちに一回も開かれておらない。  
もちろんこの審議会は政令がございま  
して、審議会の会議の招集は農林大  
臣、その会長がやるのであります。農  
林大臣が一回も集めていない。農林  
大臣の河野さんからおしかりを受け  
かもしれません。お忙しい河野さん  
に言うのではありませぬけれども、こ  
れはあるいは事務局がいけない。農林  
省の事務局は何をしていいのか。今、  
農業の構造改善であるとか、あるいは  
基本法とかいうことで大きな機械化の  
動きがあるくせに、日本の将来の耕地  
の一枚の面積はどれくらいにしたら  
いいのか、あるいはどれくらいに大き  
さるかというふうな基礎的な勉強がで  
きてから今日まで十年間勉強ができて

おりましたならば、こんな今あわて  
る必要はない。そのような意味合いに  
おきまして、この機械化審議会は法律  
がございしますので、要するに、この法  
律を直せというのではございませぬ  
で、この法令を十分に生かしまして、  
こういふような審議を着々おやりにな  
るようをお願いしたいと思います。  
また、ここにお集まりの衆議院の先  
生方に特別にお願いしたいのであります  
が、今、日本の農業の機械化の重要性  
は皆さん方がよく御存じなのでありま  
すが、この機械化に対する研究施設な  
り、あるいは研究のための金の使い  
方は、国といったしまして何という情けな  
い状態になっておるのか。口を開きま  
すと、日本の農業機械化の重要性を先  
生方はみな論ぜられる、ところが、は  
たしてこういふ方々が、国の施策に対  
して、どれほどの研究費やなんかをお  
出しにならうとなさるのか。これは、  
どうしてもここに集まりの委員長初  
め、ほんとうの専門の皆さん方のお力  
をかりる以外にないと思ひます。皆さ  
んもまた日本の人民の代表としておら  
れるのであります。私は四十年の経  
験から見まして、ほんとうに皆さん方  
に頭を下げてお願いしたい。どうか、  
日本の農業機械化のために、もつと  
もつと惜しげのない御協力あるいはお  
教ををいただきたい、こういふように  
お願いいたしまして、私の大へん乱暴  
な話で、農林省の方々、あるいは先生  
方に御迷惑をかけたと思ひますが、ど  
うか私の意のあるところをおくみ取り  
いただきて、御了承いただきた  
と思ひます。(拍手)

○野原委員長 どうもありがとうございます  
ございました。

ここで一たん休憩いたしましたして、再  
開後参考人に質疑を行ないたいと思  
ひます。  
本会議散会後再開することにいたし  
まして、この際休憩いたします。  
午後二時三分休憩  
午後三時十七分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議  
を開きます。  
農業機械化促進法の一部を改正する  
法律案について、参考人及び政府当局  
に質疑を行ないます。

質疑の通告がありますから、逐次こ  
れを許します。角屋堅次郎君

○角屋委員 ただいま農業機械化問題  
につきまして、それぞれ参考人の方々  
から貴重な意見を拝聴いたしました  
が、この機会に数点について御質問申  
し上げたい。

御承知の通り、今度農業機械化研究  
所を政府出資並びに民間出資も仰い  
で、試験研究についての一本体制を  
作り出すということになつたわけだ  
が、この中でたとえば資金関係の問題  
を考えて参りますと、御承知の通り、  
昭和三十七年から三十九年を目的に  
した大体二、三年の間に十六億五千万、  
そのうちで民間出資として五億五千万  
を、政府出資としては十一億五千万  
であります。そこで問題は、政府出  
資の問題は、いづれ政府委員に御質問申  
し上げるのですからこれを別にいたし  
まして、きよりは機械メーカーの方か  
らもおおいのであります。皆さ  
んからの出資五億円という問題であり  
ます。農業機械関係のメーカーの実態  
というのを見て参りますと、御承知

の通り、比較的小企業的な性格のも  
のが多いわけであり。最近の数字  
はよくわかりませんが、昭和三十三年  
の農業機械具の工場は二百五十一と  
いうふうにいわれておりました。三百  
人以上の従業員のもの十七社、百人  
から二百九十九人が百十五社、二十人  
から二十九人が七十五社、極めて二百  
五十一社という実態から申しまして  
も、中小企業のものが相当の数を占め  
ておるのであります。ところが、民間  
出資は必ずしもメーカーばかりではあ  
りませんけれども、メーカーからくる  
出資というものが結局いわれる有力  
メーカー、大メーカーからの出資が大  
半を占めるといふ実態になるおそれ  
はないか、あるいはそういうことからし  
て農業機械研究の実態というものが、  
実質的には大メーカーの要請という  
もので動かされていくという危険はない  
のかということが、将来の問題として  
いろいろ心配をされる一つの点だとい  
うふうに指摘をされておるわけであり  
ます。こういふ点については、幸  
きよりは日本農機具工業会会長とい  
うことで井関さんがおいでになってお  
るわけですが、今回の農業機械化研究所  
の設置というこの準備段階におい  
て、民間出資側からもこういふ問題に  
ついては、どういふ御相談になり、ある  
いはこの数年の間に、そういうもの  
の消化についてはどういふふうにして  
いこうというふうなことを話し合つてお  
られると思うのですが、そういう点につ  
いては、ぜひお伺いしたいと思います。

○井関参考人 お答え申し上げます。  
農業団体の中から出資いたします五  
億円、これが大体三つに分かれますと思

ております。この出資の内訳はまだはつきり聞いておりませんが、農業団体、並びに農業に關係のあるいろいろな電気器具あるいはゴム製品、いろいろな油関係、そういうところから、それから農機具メーカー、そういうことになっていきます。農機具業界が出資いたします金額は大体二億円見当という話を聞いておる。これはおっしゃる通り、最近非常な金融逼迫のおりからでありまして突ではないのであります。しかし、われわれ業界としてこういう総合研究所を作ってもらうというようなことは、時節柄非常に當を得たことであり、また望ましいことであり、今後大いに御期待申し上げておるのであります。その点でわれわれ業界に対する割当二億円は、当然確保しなければならぬという決心をわれわれもいたしております。これはおっしゃるようになりながら、細かい企業がたくさんございまして、これらにかなり大きな額を割り当てるといふことは困難であります。どうしてもやはり比較的大企業に類する面であらうと七、八割の額を見なければならぬ、こう思っておりますが、しかし、この運営の面において、大きなメーカーがよい金を出したからというので、権利を主張し、中小企業の出資のこまかいメーカーが恩典に浴せぬというようなことは全然ないと思っております。おそろく大メーカーの方はみなおのの研究所を持っておりまして、基礎研究もある程度までやっております。おのおの自立の態勢になっておる。小さなメーカーの方は何と云っても売りに金が小さいものですから、あまり研究に金をかけることは困難であります。

て、陣容においても設備においてもささか貧弱であります。ですからそういう小さいメーカーの方が逆に大いに御利用なさるのではないかと。大きなメーカーは割当を完遂する上において一時的に金をある程度まで出すけれども、決してそれを優先的に、金を出すからというので権利を主張するということに今申し上げたように、これを一応寄付したつもりで、われわれ業界のためにこういう研究所を設ける。この趣旨に全面的に御賛成申し上げ、一そこのことを、先ほども申し上げたように、百パーセントの効果も上げてもらうように、政府においても、いよいよこれが充足しまして、運営に移れば、この研究所というものを百パーセントに活用してもらわなければならぬ。そういう意味において全面的にこれに御協力申し上げなければならぬという気持ちで、大メーカーに負担は多くなりませうけれども、決してこれがために権利を主張して、小さなメーカーをそののけにして、大きなメーカーが利用するといふようなことはほとんど全然ないと思っております。そういう御心配はなからうか、こう思っております。

○角屋委員 先ほども参考人の二瓶先生その他からお話ございましたが、民間の特に大メーカーを中心にした自主的な農機具に対する試験研究というものがなされておる。今度これで「農業機械化研究所は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に關する試験研究及び調査」を行なうというところでである。実態はどうであるか必ずしもつまびらかにいたしません。が、ややもすると試験研究といふものは民間の場合、他との競争の關係もあつて、秘密主義といふものがあるかどうかというところが問題になる。これは競争といふこともありましようが、せつかく農業機械化研究所ができて基礎的な研究もやらなければならぬ、あるいは民間の会社等におけるところの研究も大いにこの面にくみ取つて、農民の立場から農機具の前進のためには、秘密主義のヴェールを取りはずしていくことが必要なんじゃないか。そうなつてくると、今後こういうものが新設せられた場合に、農業機械化研究所で行なう基礎的な試験研究と、民間のメーカーが独自にやつておるところの試験研究を、どう総合化していくか。その場合にそれぞれのメーカーの競争的な立場から、ややもすれば生じやすい秘密主義のヴェールといふものをどう克服するのかが一つだと思つておる。この点については二瓶先生から、先ほど基礎的研究を強調されたわけですが、これは単に機械化研究促進だけの問題でなしに、特に直接生産に携わつておるメーカーとの協力、あるいはその基礎的研究といふものの協力を仰がなければ、総合的な成果は上がらぬと思つておる。先生、さらに近藤先生から、今後新設されるいく農業機械化研究所ができる場合、今日開拓をしていかなければならぬ幾多の大きな問題についての、研究所と民間メーカーとの研究部面において、どういふふうにしていったら一番いい

のかという点について御意見を承り、さらに最後にメーカー側の井岡さんからも御意見を承りたい、こう思っています。

○二瓶参考人 お答えいたします。今の御質問、全く御同感でございます。この点は非常にむずかしい面がございますが、たとえばある機械の研究をやる、そういういたしますときに、常に基礎になる材料がございまして、むだな道を非常に通ることになりますので、一つの機械、たとえば具体的に申し上げますと、一台の小さな動力耕耘機といふものを、ある会社で新しい型を作るといふことになりまして、大体三千万円から五千万円の研究費といふことがいわれております。それにはいろいろ基礎的な研究やなんかも入つておりますので、そういう点で、いろいろふうな研究所でできるだけ基礎になる資料——たとえば刈取機を研究したすにしまして、刈り取るところの對象になるものは稲であり、麦であり、あるいはレンゲのようなもの、牧草のようなもの、水分の多い切りにくい材料、そういうもの物理的な性質なりあるいは化学的な性質なり、あるいは機械的な性質といふもの研究がございまして、その研究がございせんので、そういうことの研究がございせん。私がかつてから主張いたしますように、こういう大きな研究所でやつていただいて、そのデータをできるだけ早く各メーカーに公表する、当然こういうところは公表するものだと思います。またすべきだと思います。そういうものをもちいたしまして、各メーカーが勉強するのでありますが、そのときものによりましては、

やはり各メーカーとも特許権というやうなもの、国で許されておりますように、やはり独自の發明やなんかの擁護ということもなかりしにすることにはできませんが、やはりある程度までは、これはみな、何と申しましようか、秘密といふのは最後のところなので、井岡さんが会長をやつておられます農機具工業会にはいろいろな部会がございまして、刈取機には刈取機の部会、耕耘機には耕耘機の部会がございまして、少くともこの研究所などで、これから少くともこの研究所などで、これは一応部会といふものを対象にしたもの考へ方で研究をまとめていくといふやうなやり方が、今後の生き残りに考へておられます。

○近藤参考人 なかなかむずかしい問題で、私にはなかなかわかりかねるのでございましてけれども、ただ考えますことは、日本の農業技術の研究を見ますと、どうも一般的に皮相的であつて、底が浅いところがあると思つておる。今後農機具關係についての研究を進めますためには、将来の方向を見定め、底深く研究を進めることが重要視されるべきだと思つておる。底深く申しますと、基本的な原理的なものといふことにならうかと思つておる。こういうことは、当然研究の進展に応じて広く公表されるという方法がとらるべきではないかと考えます。この研究所の適切な運営が重要であり、それに期待しなければならぬかと考えます。次第でございまして。

○井岡参考人 今の御質問、二瓶先生のお答えで大体尽きると思いますが、ただ一つ、メーカーの研究所には秘密

があるのじゃないか、こういう御質問  
であります、なるほどこれは全然な  
いとは言えないのであります。新型を  
出します前の研究途上にある機械は  
なるべくよそに見せたくない。新型が  
出てしまえば、もうすぐ公表  
しますが、その直前にはなるべく見せ  
たくない、こういう面があります、  
しかし外国の研究に比べると、非常  
に開放的なのです。どのメーカーが  
おのおの工場視察に来しても、もう  
各部門とも見せぬところは全部見  
せておきます。ただ新しい機械の構造  
を一つ説明するところまでは参  
りませんけれども、従って業界は第  
線ではかなりしぎを削っております  
が、会の集まりなどは非常になごやか  
であります。ほんとうにこれはお互  
職を同じくする業種の集まりで、模範  
的なものだと思っております。従って  
今二瓶先生のおっしゃるような基礎研  
究をここでやっていたら、刈取機  
なら刈取機は大体こういう方向に進む  
というようなことを部会でよく練  
りまして、そして基礎的なものを研究  
所で作ってもらう。それから最後の枝  
葉の問題を各工場で作る、あるいはま  
た各メーカーの研究所によつては、あ  
る程度まで研究したが、どうしてもも  
のにならない、自己の資本ではとて  
これはやり切れないのだという場合に  
は、今まで研究してきたものを全部研  
究所では投げ出して委託研究をお願い  
するということも考えられると思  
います。とりあえずこれはできまし  
てから後に、運営いかんによつて非常  
にこれは有効に活用ができるのではな

いかということをお答え申し上げたい  
と思ひます。  
○角屋委員 農業機械工業界のいわゆ  
る生産問題、三十六年度の実績は一部  
推定がまじりまして、六百三十五億三  
千万程度というふうな、私ども資料で  
調べたのではいれられておるわけで  
三十七年度は生産見込み総額として六  
百七十億程度を予定する、こういうふ  
りに生産計画をそれぞれ立てるわけ  
ですけれども、その中では耕耘機関係で  
四十三万台というのを予定いたして  
おります。これが今日の状況から見  
てなかなか激しい販売合戦になるのは  
ないかといわれ、お聞きします、脱穀  
機、もみすり機あるいは除草機、こと  
にこれからの増産目標として積極的  
に考えられておるのは畜産関係の飼料の  
截断機あるいは乾燥機、農業用フォ  
ークあるいは刈取機、こういうこれら  
盛況になる畜産関係については、積極  
的な増産目標を立てておる、こういう  
ように言われておるわけですが、いわ  
ゆる充らんかなの姿勢でどんどんやっ  
ていく。それが農業経営の機械分業的  
な圧迫の要素になってくるような問題  
で、生産計画というものは、これからの  
農業の全体的な指導とマッチしてい  
くという調整を、従来どのようになされ  
てきたか。単にメーカー側の自主的な  
判断、従来の実績、こういうようなも  
のからやつていくのかどうかというこ  
とが、これは農林省の農政指導として  
も一つの問題点だと思ひます。生産計  
画というふうなことを立てるにあつた  
ての基礎的な判断条件というものをど  
ういうふうに置いておられるのか、関  
係業界としての一つ意見を承りたいと  
思ひます。

○井岡参考人 なかなかうがった御買  
問を受けまして、大へん共鳴するところ  
がございまして、なるほど耕耘機に  
いたしましては作業機にいたしまして  
も、現在のところ生産過剰の観ありが  
ます。かなりストックもできておりま  
すし、販売競争もやつておるわけで  
すし、しかし、これはどういふところか  
が、本年度なり来年度なりの生産計画を  
立てるのかという問題ですが、これは各  
会社がまず販売部の意見を尊重して、  
販売部がどれだけ売れるのだという計  
画を立てまして、昨年の実績とにらみ合  
せて計画を立てましたものをその会社  
で生産会議を開いて、これでいいか悪  
いかという決定をして、おの会社  
では生産計画を立てるわけです。とこ  
ろが、これを持ち寄りまして、今申し  
上げた耕耘機なら耕耘機の部会に集ま  
りまして、そうして全体的な需要がど  
のくらいあり、今計画しておるもの  
を合わせると一応生産計画がどれだけ  
なる、これは少し余るじゃないか、こ  
の辺で少し生産調整をしようじゃない  
かというふうな話し合いをやつてお  
ります。なおまた、あまり過当競争をや  
らないように、お互い共倒れになつて  
もうしようがないじゃないかというよ  
うな話もするのであります、じゃな  
い耕耘機において多少過剰生産になつ  
たかと申しますと、非常に足りなかつ  
た時代がある。今ちよと普及の途上  
にありますが、非常に足りなかつた  
時代にみなが増産計画をやつた。それ  
が今やつと成就して、ずつとのぼつた  
ところなんです。従つて多少アンバラ  
ンスになつた。ただし、こういうこと  
になりますと、お互いが売れぬものを

作つてもしょうがないし、余るほど作  
るといふことは愚の骨頂であります可  
ら、お互いに自衛して、要するに販売可  
能の生産にだんだん切りかえていく、こ  
れお互いが自衛して参りますので、これ  
は一時の過渡期における現象でありま  
して、余つたものは逆に調整して、ま  
た足りなくなる、足りぬものは、ま  
た多少次の年に余つてくるというよう  
なのは、これはどこの業界でもあるこ  
とでございまして、今後は一そうそ  
ういふ生産調整、要するに需要を上回  
る生産をしないということに、お互いが  
一つ力を注ごうということをお申し上  
げております。  
○角屋委員 後ほど関係委員の質問も  
ありますから、なるべく簡潔にやつて  
あとに譲りたいと思ひます。  
農家の購入の生産資材の中で占める  
農機具の比重というものは、非常に大  
きなウェイトを占めておる。たとえば  
統計調査部の資料で三十五年度の分を  
見まして、農機具関係が約千九百十九  
億、肥料が千三百七十億、飼料が八百  
九十五億、農薬が二百六十五億とい  
うことで、肥料に次いで農機具が非常  
に大きな比重を占めておる。今後の資本  
設備でこれが相当な比重を占める。固定  
資産の関係の比重から申しまして、  
昭和三十五年度で約三四・八%、こ  
ういふふうな比重を占めておるわけで  
す。先ほど参考人の意見の中で、農業  
機械の大型化あるいは中型化かとい  
う議論、これは直ちに今日の時点で結  
論をつけるわけにはいきませんが、こ  
ういふ問題を含めて十分やつていかに  
いふと、相当な資本設備の要素をな  
しておる農機具関係で、今後の発展の  
過程の中で大きなロスを生ずる。メー

カーとしては売ればそれでいいという  
ことで済むかも知れませんが、  
現実には農業経営をやつておる農家の立  
場からいふと、国の今後の指導の発展  
の中で大きなロスを生ずるといふこと  
は避けなければならぬ。従つて、こ  
れらの問題について、一体論的な大型  
化あるいは中型化かといふ論争だけ  
でこの問題を提出することを許されな  
いと思ひますが、この点についてさ  
らに、これは主として二瓶先生、近藤  
先生から、二度目の御意見があれば承  
りたいと思ひます。これは非常に重要な問  
題で、単なる論争で済ますわけにいか  
ぬ問題だと思ひますが、さらに御意  
見を承つておきたいと思ひます。  
○二瓶参考人 たいだいの問題、全く  
同感でございまして、先ほど申し上げ  
ましたように、今日の小さな耕耘機と  
いふものが、おそらく昨年末で百万台  
を突破していると思ひます。統計面  
にはまだ出ませんが、おそらく百万台  
くらい。今後これがどうなるか。年  
に四十万台くらい出ますので、あるい  
はことしの三十七年の暮れには、おそ  
らく百万台くらい。そうしますと、六  
百万農家のうち、四軒に一台というよ  
うな数字になつてしまふ。この点  
が、こういうものを持つておるまし  
ても、自分だけの耕地をやるといふこ  
とになりまして、非常に稼働面積が少  
なく、稼働時間も少のうございまして、  
私などの調査の一例を申しますと、大  
体二十五、六万の機械でありますな  
らば、一年間に七、八万歩耕耘いたしま  
せん。と採算がとれません。あるいは十  
四、五万の小さな機械でありますれば  
四、五万歩、農林省の方でもこういう  
計算になつておると思ひます。こ



いり点から見まして、ここに生産者を代表せられる井関さんがおられまして、非常に私など意見が違うのでございませうが、メーカーさんは究ればいいわけですからなんです、やはり一部から指摘をされているように、過剰投資ではないかということも明らかに認めざるを得ないと思います。しかしながら、農家のいろいろな心理状態なり仕事の共同化とか何とかいろいろなるさい面がありますから、考へ方によつては、過剰投資をしたついでではないかということも成り立つかと思ひますが、農業といふものをまじめに最後の採算までとるといふことを考へましたら、やはりこのままではいけないのじゃないか。将来—将来と申しますのは近い将来で、かりに一年後あたりを想定した目標にいたしまして、その後の三十年、五十年はしばらくおきまして、十年後あたりのことを考へますと、今の耕耘機やなんかのような歩くと、今の耕耘機やなんかのような歩くと、今、私は、乗る農業に飛躍するだろつと、これは当然なんでありませう。それで、御承知かと思ひますが、今日小さいのでありますが、二十馬力以下の乗るトラクター、これこそほんとうの小さなトラクターなんです、二十馬力以下、今、日本では、十馬力以下のトラクターのことを小型トラクターと申しておりますが、世界的に見ましたら、大体十から二十馬力くらいが小型、二十から三十馬力くらいが中型、三十以上が大型、こゝろ表現したらよからうかと思ひますが、一応の段階といたしましては、やはり十から二十馬力というのがいわゆる世界的にいう小型なんです、こゝろいう時代がこれからだんだん発展する。そして今日御承知のよ

うに、三十馬力ぐらいのものが一部のところで使われておりますが、これは深耕対策、深く起こす方面で使われておりますが、将来、営農の面から考へますならば、私だけの考へかもしませぬが、大体二十馬力以下の十馬歩単位とかあるいは十五馬歩というのが、一応の農業経営の形として進み、さらにその後、大型化といふものは、十五年後、二十年後にいくだろつと思ひますが、一応の段階としては、十五から二十馬力以下が中心になる。そうすると、小型の個人用の機械といふものは、一時的にだんだん横ばいしまして、そしてそれにかわつて四つ車の方がだんだん出てくるんじゃないか。現にこれも、十馬力以上の乗るトラクターが、八社、十一種類がもう今日市場に出ておる。こゝろいう時代に今年あたりからだんだん移つていって、今後十年後あたりを想定いたしましたならば、そゝろいうもの時代がきて、小さな農家経営といふものはだんだんすたれていくんじゃないか。これは必ずしも夢でなしに、私は、実現可能の一つの方向じゃないか。個人的な意見で申しわけございませぬが、そんなふうな考へております。○角屋委員、これは後ほど農地開発機械団のところでむしろ出てくる問題であります、御承知の通り、今日、農地階では、全国的に九県にわたつて、いわゆる財団法人が五、社団法人三、株式会社一といふことになつておられますが、限の機械化関係の公社、公団その他ができてきておられます。私どもはそゝろいう芽ばえが出てきておるといふことは、やはり農業経営面におけるところの機械化貧乏のものを何と

か克服するといふことが、やはり強くこゝろ問題の芽として出てきておる原因だと思つておる。同時に、この農業機械を使用する場合はたとへば部品あるいは修理、いろいろの問題、これはそれぞれ各社のサービスといふことになるかも知れませぬけれども、しかもつと農民に直結したサービス機関といふふうな形でも、便利にするには、やはりどういふ全国的な態勢をとつたらいいか、こゝろいうこともやはり非常に考へなければならぬと思つておる。それで、われわれの方では、機械化のサービス・ステーションといふような構想も持つておまして、大型あるいは中型等の問題については、そゝろいう軽度の貸貸料でもって機械化貧乏からこれを救つていくといふふうな問題等についても、国が国の責任において積極的に推進するといふことも考へなければならぬ、あるいは部品の補充あるいは修理、いろいろな問題について、もつとやはり系統的な農機に対するサービスといふ立場からの態勢整備といふことが必要なんではないかといふふうなことを感ずるわけでありませぬけれども、それらの問題について一々近藤先生、二瓶先生とやらでも考へておるが、同時に、サービス面のことは業界のことですが、そゝろいう点について御意見があれば承りたいと思ひます。

○二瓶参考人、今の問題確かにそゝろありまして、今日の小さな機械でありませぬといふと、最近の機械は非常にこわれなくなりまして、部品さえありますれば割合に互換性のきくようになつておられますから問題ありませんが、これからさつき申し上げましたよ

うな二十馬力とか三十馬力とかいふ大きなものが入つて参りますと、そゝろいふふうなステーションがないと農家が困りになることは当然であります。それで各大きな製造会社などにおきまして、今までと違つた面のサービス・ステーションといふものをそれぞれ考へておるようであります。それから農業協同組合なんかの団体に置きましても、県で五カ所とか十カ所とかいふふうなステーションも作りまして、そゝろいう仕事—農業のこととはもちろんいつでも時期がはずれては意味がないのでございませぬから、その時期に間に合うような体制にすることが必要でありまして、今寄附りておりましたよるか、必要に迫られてそゝろいふことも当然考へられておられます。先ほどの大型トラクターの問題も、県の公社なり県自体でおやりになる方でも、やはり中心になるところにそゝろいふものを置きまして、仕事の間に合わないことのないように十分やるよう考へておると思ひますが、これもだんだん今後そゝろいふふうな場合にふつかりまして、改良されていくのでありまして、時期に間に合わない機械ばかりではありませぬから、そゝろいふ点については十分にメーカーさんも考へておられますし、団体なり公社などにおきまして、そゝろいふたステーションを設けることは当然であり、十分考へられつたところとはつきり申し上げてよろしいかと思ひます。○角屋委員、時間がございませぬから最後に、水田の田植え、あるいは直播あるいは刈り取り、こゝろいう問題の機械化といふことが、今日の日本農業の実態から見れば非常に重要な面でありませぬが、これがほとんど未開発であつて、これから開発を急がなければならぬといふことになつておるわけですが、れども、二瓶先生は、農業機械関係は、先ほどお話のように四十年來やつておられて、この方面の大権威であります、大体今言つた水田の整地あるいは田植え、取種といふ問題の総合的な機械は、大体いつの時点でできる見通しだといふふうな専門的な立場から見てもおられますか。またメーカーとしてもまだ未開発の問題でありますけれども、今日意欲的にこの問題に取り組んでいくといふ前提の中で、大体いつごろまでには一貫作業の機械化体制がとれるといふふうにお考へてございませぬか。この点を一つ承りたいと思ひます。○二瓶参考人、御承知の通り、日本の農機具を代表する言葉に、くわとかまといふ言葉がございませぬ。くわとかま、北海道ではそゝろではなくてプラウ、ハローと言つておられますが、日本ではまだ農業関係以外の方は農機具といふと、くわとかまを連想してゐるのでありまして、確かに刈り取りといふものが大昔から今日まで依然としてかまで刈つておられますが、幸いにも刈取機が終戦後、関東東山農業試験場で研究されました、今日よりやく実用の域に入つたと断言してもよろしいかと思ひます。まだ農家の方には十分入つておりませぬ、各メーカーさんがお作りになりましたものだけで、こゝろ二、三年間に売れた台数は聞かれたら、ちよつと私わかりかねますが、おそらく二千台とか三千台くらい、これはレンゲの刈り取りなども入つておられますが、このレンゲの刈り取りなどは

非常に成功をいたしております。それから稲、麦の刈り取りの方もかなりのところについておるのであります。後の脱穀作業のことを考えますと、一度に二条も三条も刈り取りまして、種先が乱れると今度は脱穀作業でまごつきます。ところが最近投げ込み式のスレッシャーの発達によりまして、かえって稲の刈り取りは乱暴に刈つてもらった方がいいとかいうような妙な現象が起りましたので、今いづところの刈り取りの方は普及するのかと申しましたならば、即答するのはどうかと思ひますが、おそらく五年後におきましては、汽車の窓からかなり見られるような刈取機の時代がくるかと思ひます。スケールはまだ小そうございまして、刈り取つたり脱穀するコンバインというふうなものは、まだまだ先であります。一応刈取機というものが汽車の窓から見られるようになるのは、おそらく五年を待たないかもしれません。そういうふうになりつぱにできております。

〔委員長退席、山中(貞)委員長代理着席〕

それから直播の方であります。これが最近また問題になつて参りました。特に都市近郊などにおける労務の關係で田植えどきに人を雇い得ないというふうなことになるので、今直播というものがまた芽ばえて参りまして、東北地方や関東地方はさほどではありませんが、西の方からまず起つて参りまして、今年あたりは繪面積が何万町歩になるか、これはむしろ農林省のお答えの方がよいかと思ひますが、そういうことでまた昔に戻りまして、北海道などは直播のものが、こ

十年か十五年のうちにほとんど移植時代に入りましたが、それが最近また北海道でも直まきが問題になつております。内地でもやはり直まきをやりまじりました。ところが直まきをやりまじりまして、最近では除草剤の発達によりなつたといふことが非常に強みであります。しかも田への直まきのやり方はなしに、乾田直播というよりよいことになりまして収量的にも劣つていない、あるいはむしろ増してゐるのではないか、努力の点が半分なり三分の一になるといふことがわかつて参りましたので、これなども、あるいは幾何級数的と言つては乱暴かも知れませんが、しかし直播時代が来年、再来年またくるのではないか。全部直播になるとは考えられませんが、相当の面積が直播の方に入りますと、この機械化の方の努力というものは、かなり節減できることははつきり断言できるかと思ひます。

○井関参考人 今の刈取機の方は二瓶先生のおっしゃつた通りであります。案外早い機会にこれが実現すると思ひます。一方田植機であります。これはどうしてもものにしなければならぬといふメーカーの切なる希望があります。田植機に対しては各メーカーとも相当多額の金をつぎ込んで研究を続けており、もう一步といふところまでいつております。私の方の研究所でも、昨年一昨年も考案して、今後何とか実用化しようといふことで、田植機でもうすでに試験田で植えておられます。ところがこれをいよいよ実用として売り出そうと思つてみますと、まだ

一、二の心配をしなければならぬ箇所があります。全く一部の問題にまで解決しかけておられますが、最後の問題がまだ自信のあるところまでいつておられません。従つてこれはいつ実現するかといふことは、ちよつとここで申し上げられませんが、中共が今非常に田植機に力を入れております。これは人力難、畜力難で、中共の広いたんぼを田植するのには大へんな人手を要します。で、何とかこれを解決しなければならぬといふことで、ずいぶん助成金をたくさん出して各方面で研究を続けておられます。ところが、これもよくよくいふところになりかけたけれども、一部にはできておらず、まだほんとうの実用にならない。従つてこの問題は、われわれ業界の責任において、何とかやらなければならぬといふことで一生懸命なんです。で、き上がった苗のやわらかい根を分ける装置が、ちよつとしたことで、が、実際問題としてむずかしい。従つてこれがいつ実現するかといふことはまだちよつと申し上げられない。ただもう一步といふところについております。

○山中(貞)委員長代理 橋崎弥之助君。〔山中(貞)委員長代理退席、委員長着席〕

○榎崎委員 開きたい点はたくさんあるのですが、あとに公団關係が控えておられますので、ただいまの角屋委員からの質問も詳細にありましたから、簡単に質問をしたいと思ひます。

先ほど本案に対する御意見を聞いたわけですが、特にこの促進法の三条二項で、この機械化の促進について農業

構造改善に資さなければならぬといふ配意の義務があるのです。これは非常に大切な点であらうと思つたので、そこで今後の農政の方向、つまり農業基本法も出ておられますし、基本法を大きな柱として構造改善といふことが言われておるのです。この三条に書かれておる構造改善に対する配意の義務なんです。現実にはこの構造改善について、同じような名前の構造改善事業といふものが出てきておるわけですね。そういう点について、先ほどいろいろお話があつたのでございまして、機械化に対する配意がいろいろある。そしてまたその配意ゆゑに機械はどんどん導入しておるけれども、過剰投資になる、あるいは機械化貧乏に現実に農村がなつておる。そういう点で近藤先生にお伺いしたいのですが、現実の機械化促進と国の構造改善に対する現実の施策、もう少し基本法の關係に力を入れるのであらうと思つておつたのです。それが同じ名前前の構造改善の現実の政策がマッチしていかないよ

○近藤参考人 いろいろ問題がからみ合つておられますので、適切なお答えを申し上げたいと思ひますが、何と申しましたも、本格的な機械化を進めますためには、土地条件の整備が不可欠であることはこれは申すまでもないことだと思ひます。そういう観点から、この機械化を促進するにつきまし

ても、機械化という立場から機械化を促進する、機械化を可能にする、これはただ農業機械だけの問題ではございませんで、いろいろな条件がからみ合つておるわけですね。そういう条件を明らかにし、それとの相対的な關係で、適切な農業機械の研究を進めていくということが必要だと思ひます。その中で特に重要なことは土地条件の整備でございまして、それから私先ほど申し上げました経営構造のいろいろな場面に於いてあわせて進めていく必要があると思つたのです。たとへば先ほど問題になりました直播栽培の問題などございまして、最近の農村からの努力流出に伴ひまして、農家の間に直播栽培の要望が高まつておる。それから試験研究機関におきましても直播栽培の試験研究に力を入れておられます。ことに最近におきましては非常に力を入れておるわけがあります。先ほど二瓶さんからお話がありましたように、直播栽培もおいおい移植栽培に匹敵する収量を得られるようになるだらうといふこととございまして、直播栽培の問題につきましてはいろいろ問題がある。何しろ日本の稲作というものは移植栽培と固く結びついて参りました。土地条件なども移植栽培との關係において改良が進められてきたと言つていいかと思つたのであります。そこで収量をあまり問題にしない直播栽培ですと、これは可能性が考えられると思つたのでありますけれども、日本の条件をいたしましては、今後は直播栽培においても現在の移植栽培よりは高い収量レベルのものを目ざさなければいけないと思つたのです。たとへばそういう収量レベルの高い直播栽培ということになりますと、

まず第一に乾田化が必要であります。水利施設を整備するというのが必要であります。また深耕して畜肥などの有機質肥料を増強して地力を培養するといったような条件が必要になってくると思うのであります。たとえばその場合に深耕を可能にする、地力の培養を可能にするというようなことは、今までの水田農業そのままの形で進めたのではなかなか無理なのです。ここに大きな改善、革新を必要とする。たとえば畜肥を増強して地力を培養するというようなことになりますと、畜産を導入するといふようなことをあわせてやらなければならない。しかもその畜産は生産性の高い形で進められなければならない。こういふようなことになって参りますと、どうしても小規模単位の経営ではだめなんです。一つの経営の規模を大幅に拡大いたしました直接栽培、移植栽培、これも努力分散の関係で移植栽培も幾つかの段階に分ける、飼料生産のための田畑輪換を取り入れるといふふうなこともやらなければなりません。それほど合理的に肥培管理をいたしませんためには、かなりの大面積に集団的に実施をして適切な肥培管理をするということが必要になってくる。このようにいろいろな問題がからみ合つておるわけでありませう。御指摘のように土地条件の整備といふことが機械化を促進するリミッター・ファクターになると思ひます。私も農林省の施策がどう行なわれていくかといふことをおぼろげには存じておりますけれども、私たちがいたしましてはこういふことをもつともつと強力に進めることが必要だといふふうに考へておきます。

○榑崎委員 農林省の施策について

は、時間がありますからまた別の機会にゆつくりお聞きいたします。

二瓶先生にちよつとお伺ひしたいのですが、大型トラクターが今後日本に普及するとして、今の導入可能な面積あるか、もしそういふめぐりが言えましたら一つ……

○二瓶参考人 突然の御指名で大へん恐縮なまじいですが、今十馬力以上の大きなトラクターが大体四千五百台といわれております。今日あるいは五千台ぐらゐ入つておると思ひますが、その五千台の半数が北海道でございます。あとの半数が内地でございます。十馬力以上でございます。それで今、日本内地で一番多く大型が入つてゐるのが兵庫県でございますが、こういうところも大型を入れました三、四年たちますが、さんざんな目にあつてゐるわけでございます。と申しますのは、まず道路がない、それから耕耘区画が狭い、あるいは耕地が分散してゐるのでせつかく大きな機械を入れましても一日の稼働面積が非常に制約を受けておられます、さんざんな目にあつておられますが、使ひ出してから三、四年の今日、道も直しましよ、あるいは区画もだんだん整理しましよといふことが大型が入つてから直つておるのであります。兵庫県の例は人手がな

いための大型化なんでありまして、それに伴つて深耕もできたと申すので、深耕のおかげで病害虫防除もかなりできるよになつた、それから収量も増したといふような予想外のことが出ておられますが、それは日本の現状はどうなるかと申しますと、日本の水田の

機械化を考へましても、おそらく水田の半数といふものが湿田地帯でございます。そういうような大きな機械が入れぬこともございませぬが、どうでございませうか。いろいろ条件の整備ということまでやつておられますとかなかなかへんなん、あるいは入つてから道が直つたり区画整理ができたりというおかしなことになるまいか。日本どういふことになりませうか。日本の全面積のうち、極端なことを申しますと、かりに六百万町歩のうち二百万町歩可能だといふふうにするか、あるいは百万町歩できるんだといふ数字はおそらく農林省の方で御調査になつたものがあると思ひますが、今ちよつと記憶ございません。かりに百万町歩なら百万町歩に大きなトラクター

○榑崎委員

まだたくさんあるのです。特に今この委員会では、機械化と一緒にわが党から農業近代化促進法といふものを出しておるんで、そういう点ともからめて御意見を聞きたいのですけれども、時間がございませぬからこれは省略いたします。

井園先生に。今度の研究所について大へん多く期待しておられるようでございますが、これは民間からも出資をすることに参つておられますけれども、業界としてはことしのぐらゐの出資してくれといふ要請を政府から受けられておるのでしょうか。

○井園参考人 約二億円の三分の一ですね。三回に分けて二億円を出資する、こういう計画でございます。

面が狭いといふことで、今区画整理の一番大きな問題として農林省もお考へになつてゐると思ひますが、今の一反歩制度という聖徳太子のころのきめが、これが人力時代の標準的標準の区画なんでもございませぬが、今日の大きなトラクターになりましたならば、一反歩がいいのか一町歩がいいのかは問題でございますけれども、少なくとも三反歩ぐらゐといふところを最低目標ぐらゐにして進まなければ大きな機械化といふものは困難じゃないか。はなはだ当てずっぽうみたいなことを申し上げまして申しわけございませぬが、もしなんでしたらよく調べしましてお答えできるかと思ひますが、きよらはこれでごかんべん願ひたいと思ひます。

○榑崎委員

またたくさんあるのです。特に今この委員会では、機械化と一緒にわが党から農業近代化促進法といふものを出しておるんで、そういう点ともからめて御意見を聞きたいのですけれども、時間がございませぬからこれは省略いたします。

井園先生に。今度の研究所について大へん多く期待しておられるようでございますが、これは民間からも出資をすることに参つておられますけれども、業界としてはことしのぐらゐの出資してくれといふ要請を政府から受けられておるのでしょうか。

○井園参考人 約二億円の三分の一ですね。三回に分けて二億円を出資する、こういう計画でございます。

ち三十七年度については二億円を三回に分けてというのですか。

○井園参考人

いや、これは農機具業界に割り当てられるものが二億円、それから農業団体あるいは関連団体、こういうものを合せて五億円、こういう計画でございます。

○榑崎委員 そうすると二億円を三回に分けてという話ですが、大体本年度の割当分はどのくらいつきましたのか。

○井園参考人 大体いいと思つております。それは確信を持っております。

○榑崎委員 大体と言われては大へん困るのではなからうかと思ひますが、これもまた政府に直接に聞くことにいたしますけれども、まあ大体ぐらゐの見通しはつておるといふ回答として承つておきます。

○井園参考人

別に投資したからといってこれだけ権利を主張するといふような考へは持っておりませぬ。ただ農業全体から見ると、当然やるべきことだから御協力を申し上げる、また特にわれわれも一面においてはたいにこれを利用していただくといふことになりましたが、さつきもちよつと申し上げましたけれども、出資が多いから株式会社みたいになつて配当をよけいもらうとか、よけいにこれを利用してもらうといふような考へ方は、今のところだれも持っていないようでありませぬ。従つてこれについての問題はありませぬ。そして、今大体と申し上げました

ことに聞こえますが、もつと具体的に、ほかもできたらんだから何日までにとだけできたらという、はっきりした御指示がありましたならば、これに基づいてこちらも歩調を合わせて参りますから、決して大体とお聞きになりませんでも……。

○榑崎委員 この法案が通るかどうかわかりませんが、その通りだと思つて通つたら、何日までという命令がなければちゃんと耳をそろえて出すというものができておもしろいのですが、それはまた政府に別にお聞きしたいと思います。

それから今の出資をして利益を受ける点について大へんきらいなお考えで政府も助かると思つてですね。しかし、何か利益がなければ民間会社は金を出さぬだろうと思つてです。その点についてももう少し聞きたい点がありますが、これも政府に聞きます。

それから、これはこまかい点になろうと思つてですが、大体機械を実際に使つていらつしやる農民の方の御意見も実は聞きたかつたのですけれども、その関係の人がおられませんでした、井関先生は三年間農業をやられたという話を聞きましてから、よく事情がわかつておられると思つて、立て続けに聞きますから一緒にお答えをいただきたいと思います、小型耕耘機は自動車損害賠償法の適用を受けておるわけですか。

○井関参考人 ええ、受けております。

○榑崎委員 そうすると、その辺に走つているものと保険料やなんかは一緒ですか。

○井関参考人 保険料の率は多少変わつております。今保険の率が非常に不利であるというので、何とかもう少しし——ほかの自動車のように保険金は変わらなくて、それに対する事故が非常に少ないものでありますから、それに見合ふように保険料を下げていた方がいいというところを申し上げておきます。

○榑崎委員 私、農民の方からいろいろと希望を聞いておるのですが、ガソリン税の問題はどうでしょうか。

○井関参考人 ガソリン税の問題は、やはり自動車は道路補修のためにかなりガソリン税を別に納めておる。農民もそれと同じようにガソリン税を納めておる。ところが、自動車と同じようなガソリン税を農民にかけるとは無理じゃないか。一応それをかけなければならぬというのでかけるとするならば、それを何とか農家に還元してもらうような方法はなかりかというところ、これはまた何か別の方法でどうやってもらうようにお願いしたいと思つておるところでございます。

○榑崎委員 それから研究所に委託をされていいものができて、そこで特許権などが生まれるとするとどういふ関係になるでしょうか。どういふ希望を持たれますか。

○井関参考人 特許権が生まれた場合は、せつかくとられた特許ですから、一応特許権をお持ちになることはけっこうであります。これを民間に使わせるのもいいという希望のあったものについては、全面的にこれを無償で使わせてもらう、だれにでも使わせてもらうということがわれわれの最も望むところでもあります。あるいは研究所の経費の問題もあるので、何か金を

くれたらいいじゃないかという問題が起こると思つておるのですが、それはまたそのときのことでいいじゃないかと思つておられます。

○榑崎委員 それから中、大型トラクター、特に中間のものが輸入をされていくわけですね。しかし、それに就いて国産態勢も進んでおる。この輸入の関税のことについて御意見がございませうか。

○井関参考人 われわれメーカー側からいいますと、関税を幾らかかけてもらう方がよいということになるわけですね。どうしてかという、内地で大型トラクターを作る場合、生産台数が外国に比べて非常に少ない。従つて原価高になる。関税が下ると下がつてきますと、太刀打ちできない。だからある程度の関税は必要だ。そうかといつて、むしろ大型トラクターだけに関税を多くするわけにはいきませんから、おそらく将来は大型トラクターについては、日本では太刀打ちできなくなるのではないか、大型トラクターは外国に依存しなければならなくなるのではないか、こう考えておられます。

先ほどからいろいろ先生方のお話がありまして、大型トラクターというものが将来必ず内地に入るのだ、水田農業にも大型トラクターの需要が出てくるのだという御意見であります。将来としてはどういふ望みを持つことは大いに必要だと思つておる。ところが実際問題として、われわれ業界では大型トラクターは水田にはあまり向かない。これは何ぼ入れようと思つても、そうむしよりに入るものではない。数がある程度に限定される。日本の農地

の現状から申して、水田農業には大型トラクターはあまり大きな期待は持てない。

それから、先ほどから過剰投資になつておるというお話もありませんが、多少過剰投資になつても、どうしても小型トラクターが入らざるを得ないんじゃないか。時勢の流れでこれをとめることはできないから、無理してでも小型トラクターでいかなければならぬ。小型トラクターは約三百万くらいは普及するだろう、こういう見方を業界ではしております。

○足鹿委員 今の問題に関連してお三人の御意見を伺いたいです。

日本の農地の実情は中、大型トラクターの入る余地はある程度実情が不可能ならしめておる、従つて小型耕耘機が今後また伸びるであろう、これは業界の御意向としてはあるいはそういふことにお考えになつておるかもしれないが、私も今この法案に重大関心を持つておることは、この研究所を通じて播種から収穫に至るまでの一貫した体系的な機械化をどう具体的に研究し、可能ならしめるかというところに重大関心を持つておる。また、そういう意味で井関さん等も先ほどから御出資のことについては非常に熱意を持って受け入れ態勢を整備しておるといふお話ですが、今のお話とはいささか食い違ひがあると思つておる。問題はそこにあると思つておる。売れるから作る、こういうことのみでは日本の農業の近代化への大きな柱である機械化問題を考えるにはならないのではないか、そういう点についてもいろいろと御考慮されておると思つておる。さて、製作メー

カー、企業家としては先ほど述べた播種から収穫までの一貫的な機械化体制という点についてはどのような態度でもって研究をしておられますか。研究所がどのような研究をしまして、何らの体系もなしに、ただ乗がしたいという農民の切実な声のみに重点を置いて製作を進めていくのでは、これは機械化貧乏の様相を特に濃化していく危険性があると思つておる。そこで、メーカーとしてはどのような態勢をとつておいでになるか。また先ほど角屋君の質問の際にも、中小企業メーカーが多い、こういうお話でありました。とするならば、この研究所と連絡をとりながら一貫的な新しい新しい体系的なものをどう企業化し、またそれが可能であるメーカーは業界にどれくらいありますか。それと、業界のそれに対する態勢はいかんといいことを一つお答えを願いたいと思つておる。

それから二瓶参考人並びに近藤参考人の両先生に何つておきたいと思つておる。機械化と農業生産力の関係です。現在のような小型トラクターによって、水田であれ、畑地であれ、長く使つて参りますと、むしろ牛耕、馬耕よりも深度の関係その他の関係において土壌が悪化してきやしないか、悪化と言つて語弊がありますが、生産力に影響を及ぼしてきやしないかという心配も実は私持つておるのです。その限界がたかだか四寸が精一ぱいだろうと思つておる。現在の小型のものであれば、これを中型化し、大型化していきまふ場合は、近藤先生のお話のように八寸も可能であろうし、大型の場合は、そういう適地であれば一尺でももつてもいいであります。

○井関参考人 先ほどからいろいろ先生方のお話がありまして、大型トラクターというものが将来必ず内地に入るのだ、水田農業にも大型トラクターの需要が出てくるのだという御意見であります。将来としてはどういふ望みを持つことは大いに必要だと思つておる。ところが実際問題として、われわれ業界では大型トラクターは水田にはあまり向かない。これは何ぼ入れようと思つても、そうむしよりに入るものではない。数がある程度に限定される。日本の農地

の現状から申して、水田農業には大型トラクターはあまり大きな期待は持てない。

それから、先ほどから過剰投資になつておるというお話もありませんが、多少過剰投資になつても、どうしても小型トラクターが入らざるを得ないんじゃないか。時勢の流れでこれをとめることはできないから、無理してでも小型トラクターでいかなければならぬ。小型トラクターは約三百万くらいは普及するだろう、こういう見方を業界ではしております。

○足鹿委員 今の問題に関連してお三人の御意見を伺いたいです。

日本の農地の実情は中、大型トラクターの入る余地はある程度実情が不可能ならしめておる、従つて小型耕耘機が今後また伸びるであろう、これは業界の御意向としてはあるいはそういふことにお考えになつておるかもしれないが、私も今この法案に重大関心を持つておることは、この研究所を通じて播種から収穫に至るまでの一貫した体系的な機械化をどう具体的に研究し、可能ならしめるかというところに重大関心を持つておる。また、そういう意味で井関さん等も先ほどから御出資のことについては非常に熱意を持って受け入れ態勢を整備しておるといふお話ですが、今のお話とはいささか食い違ひがあると思つておる。問題はそこにあると思つておる。売れるから作る、こういうことのみでは日本の農業の近代化への大きな柱である機械化問題を考えるにはならないのではないか、そういう点についてもいろいろと御考慮されておると思つておる。さて、製作メー

カー、企業家としては先ほど述べた播種から収穫までの一貫的な機械化体制という点についてはどのような態度でもって研究をしておられますか。研究所がどのような研究をしまして、何らの体系もなしに、ただ乗がしたいという農民の切実な声のみに重点を置いて製作を進めていくのでは、これは機械化貧乏の様相を特に濃化していく危険性があると思つておる。そこで、メーカーとしてはどのような態勢をとつておいでになるか。また先ほど角屋君の質問の際にも、中小企業メーカーが多い、こういうお話でありました。とするならば、この研究所と連絡をとりながら一貫的な新しい新しい体系的なものをどう企業化し、またそれが可能であるメーカーは業界にどれくらいありますか。それと、業界のそれに対する態勢はいかんといいことを一つお答えを願いたいと思つておる。

それから二瓶参考人並びに近藤参考人の両先生に何つておきたいと思つておる。機械化と農業生産力の関係です。現在のような小型トラクターによって、水田であれ、畑地であれ、長く使つて参りますと、むしろ牛耕、馬耕よりも深度の関係その他の関係において土壌が悪化してきやしないか、悪化と言つて語弊がありますが、生産力に影響を及ぼしてきやしないかという心配も実は私持つておるのです。その限界がたかだか四寸が精一ぱいだろうと思つておる。現在の小型のものであれば、これを中型化し、大型化していきまふ場合は、近藤先生のお話のように八寸も可能であろうし、大型の場合は、そういう適地であれば一尺でももつてもいいであります。

○井関参考人 先ほどからいろいろ先生方のお話がありまして、大型トラクターというものが将来必ず内地に入るのだ、水田農業にも大型トラクターの需要が出てくるのだという御意見であります。将来としてはどういふ望みを持つことは大いに必要だと思つておる。ところが実際問題として、われわれ業界では大型トラクターは水田にはあまり向かない。これは何ぼ入れようと思つても、そうむしよりに入るものではない。数がある程度に限定される。日本の農地

の現状から申して、水田農業には大型トラクターはあまり大きな期待は持てない。

ら。そういう土地には、小型トラクターの場合、その機械の持つ能力の限界がありますから、それ以上の可能性はない。これを三百万台もほとんど一方において進めていくというふうな販売上の、企業家としての自由を私どもは尊重するのであります。別にそれにとやかく言うわけではありませんが、少なくとも日本農業が今求めているものに協力し、それをまた築き上げていくというかまえない限り、業界にそういう気持のない限り、この研究所はただ研究に終わっていく、こういうことであってはならぬと思うのであります。そこでこの深耕の問題が、先ほど近藤先生からもお話がありました。私が、私も地方でいろいろぶつかりますことは、三十馬力前後のものを、イギリス方面から入れたものが、私どもの地方にも相当入っております。ところがそれをやろうにも下が互換でどうにもならぬというようなことが相当あるのです。一体その農機学会や学者の間あるいは業界の間では、この中型以上のトラクターを入れて深耕をすれば、農業生産力を高めていくという確信を持てる程度の面積をどの程度と見ておいてになりますか。これは重要な問題だろろうと思つておすね。業界としてその必要以上のものを、いかに要請といえどもほんぼんぼん作っていくわけにはいかな。従つて先ほど生産計画は販売部の意見を尊重してやるのだというお話であります。この中型以上のものを、しかも一貫的なもの、体系的なものとして考えられた場合に、一体どの程度当面目標にしておられるか。またこの中型以上のものをに入れて、可能な面積というものはどの程度に踏ん

でおられますか。これは今後の農器具、特にトラクターの中型、大型化あるいは収穫期のコンバイン等の実用化が出てくる場合に、当面問題になってくると思つておられます。そういう点を三人さんからそれぞれの立場において一つお話を伺つておきたいと思つておすね。私はいろいろありますが、この一点だけ……。

○井園参考人 たいまお話の中に、売れるからとにかく小型の耕耘機を作るんだというところじゃ困る、つまり今後の農業政策に協力をしていかなければいかぬじゃないかというお話、こればどうもともであります。われわれは自分の商売を成り立てばいいというわけではない。とにかく商売というものは、お客様本位でなければならぬ。必ずお客さんの喜んでくれる製品を作らなければ成功しないのです。一時は売れるかもしれないが、長い目で見たときに、お客さんの好まざる機械を売るといふ販売政策は、これは最も旧態依然とした行き方で成功しない。ところがわれわれ業界から観するところ、今の耕耘機にもいろいろ種類がありまして、小さいものはなるほど今のティーラーと称する中耕用のもの、あるいはその中間のもの、あるいは少し大型のもの、三つぐらいに分かれておりますが、今深耕で耕耘機のために不自由をしているというところはほとんど見受けません。それはなんぼでも掘つたらいいじゃないかというものです。しかしその土壌によつて、掘つていい土壌と掘つちやかえつて逆に、粘土土などあまり深く掘りますと、あとで始末に負えぬものになってくるのです。従つて必要だけは掘つて

いるのです。今の畜力利用よりは深耕の方がはるかに上についております。従つて農家で掘りたいと思つては現在の耕耘機で十分掘つておる、十分深耕は農家の欲するだけいたしておる、こう考へておるわけでありまして、それからまた、どうして大型にふん切らぬかということ、もう大型時代がきているのに、形状はできておるのに大型に力を入れたらいいじゃないか、こういうお話であります。われわれ業界の本職の目から日本の農地の状況、それからまた水田作業の状況、いろいろな面から見ても、どうしてもそれは将来大型化して、大農式にいける分野はどしどし推し進めていってやらうことはやぶさかではありません。しかし実際問題として、なかなかこれが大型化して大農化することとは実際問題として困難だ。これは何といつてもこの十年や十五年は、たとえ今耕耘機を、要らぬものを入れたつてしようがないじゃないかということなんです。今の耕耘機の寿命一ぱいぐらいつい何か、今耕耘機を買つて不合理でない、今の時代は要するに耕耘機時代なんだ。耕耘機を買うことが農村としては最も適切である、こういうふうに使命を持つておるのです。それで将来大型化させるあるいは大農化させるという分野はほとんど開拓することは非常にけつこうなことでありまして、やぶさかではありませんが、こういう分野が案外思つたほど進みにくいのではないか、いろいろたくさん小中農が土地を持つておりました。これを一括して十町、二十町のものにしてしまつても、それを集約しなければならぬ。なかなか先祖代々から伝えられた土地を簡単に

手放さない。どうしてもやはり中農の農家というものをある程度育てていかなければならぬ時代じゃないか、こういうふうにならぬわけはかたい信念を持つておられます。

○野原委員長 質問及び答弁とも簡潔に願います。

○足庵委員 私のお尋ねしたものにそのものずばり答えて下さい。播種から収穫に至るまでの一貫した体系的な機械化をわれわれは待望しておる。それに即応するあなた方の現在の態勢いかんということ、それから直ちにその態勢によつて具体的に製作可能なメーカーはどの程度あるのですか。農機具工業会の会長としてそういう点をそのものずばりに一つ……。

○井園参考人 大型化したもの、かりに二十馬力以上を大型と見ておられますが、これは今比較的農業機械メーカーの中で大手筋といわれているのが四、五社です。これがやれば可能であると言へば言える。ところがこれらの四、五社が全部大型のかりに二十馬力以上のトラクターを作つたといつても、これはとてもじゃないが生産が引き合えない。日本全国で作るものを一方所で作るべきだ。もしこれを大型化して日本で生産化するならば、メーカーが特殊な会社でも作つてこれは一カ所に集中すべきだ。これを各メーカーがめいめいに五百台作り、千台作つたんです。大型時代がいよいよ来たれりといふことになれば、われわれ業界ではこれに対する対策を根本から立てなければならぬといふことですが、まだそこまでいっていないのです。われ

われメーカーではまだその段階ではないといふふうに見ておるわけですが。

○二瓶参考人 先ほど御質問がございました日本の知なり水田なりで大型トラクターの入る可能性ということですが、大体半分ぐらいはあるいは可能です。大分半分ぐらいはあるいは可能かも知れません。あるいはそれ以下になるかも知れませんが、そんなふう聞いておられます。それでやはり、私と井園さんとではだいたい見解が違つてございまして、三十馬力以上のトラクターというものを外国の例で見ますと、メーカーが年に五万台作らなければ、世界市場のトラクターとして競争できないということをお聞かせ願います。ところが、日本のメーカーが三十馬力以上のものを一年間にこれからやつて入り方を見ましても、せいぜい二千台とか三千台を十社とか二十社で作るのじゃとても引き合いませんから、むしろこういうものは合同で作るか、あるいは外国依存がいいんじゃないかと思つておすね。私の面から見ると、営業面から見まして、二十馬力を標準にしましたところの機械化というものを、さしたあたり二十年、十五年のうちは、そういうふうな段階で考へていかなければとてもだめじゃないか。七反歩、五反歩の経営者も、それでもう五十軒、百軒集まらなければならぬ状態でありまして、特殊の状態が特殊の用途に使うものならばそれ以上のものが必要になります。一般農機といふことを考えますと、十馬力から二十馬力ぐらいの段階においてこれをやる。しかも深耕の目標というものはさしあたり六寸耕あたりじゃないか、六寸耕ぐらいのものでない

といけませんね。また四寸耕にしましても、幾ら施肥の改善をやったり品質の改善をやっても、何ほどの増殖もできない。何で増殖をするんだとなりましたならば、やはり一般畜産なり果樹のことがございませうから、なるべく水田の面積は減らしましよ、そうして一割でも二割でも動力の面で残しておきまじよ。そうして果樹なり畜産の牧草を作る。そういう問題は私はしろりとございませうが、大体そんなふうでございませう。そうすると、さつき御質問の、二十馬力の機械が一貫してできるメーカーが何軒ありやということになりますと、これからできる研究所あたりを中心といたしまして一生懸命やりましたならば、そんなに困難じゃない、おそらく五年後ぐらいに置いて一そろいのものはできるのじゃないか、私はこういふふうに考えております。お答えになつていかんかどうか知りませんが、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○足農委員 近藤先生、生産量との関係について……。

○近藤参考人 深耕と地力の培養が生産力の増強の基礎であるということ、これは昔からの経験から、また理論的に明らかだと言つていいと思ひますので、それに関連しまして、私、大体先ほど申し上げたわけでございますが、今の耕起は一般的には三寸、四寸、せいぜい五寸といった程度の耕起の深さだと思ひます。これは現在までの経営構造全般の問題と関連してくるわけだと思ひますが、そういう耕起の深さ、そういう経営構造では、これは生産性を大幅に高めることは無理だと思ひます。日本の農業におきまして

は、今後飛躍的に申しますか、大幅に生産性を向上する必要がある。そうしますと、私は先ほど大型機械を能率的に活用できる経営構造に改めなければならぬと言つたわけですが、このこととは同時にこの深耕ということ結びついておる。それで深耕の程度もそれぞれの耕地の条件に応じて、それぞれ適度がある。六寸なり八寸なり、水田の土性、土層構造、水の問題ですね、特に水田の場合におきましては、地下排水がよくないと、これは深耕の効果がありません。そういうふうないろいろな問題がからみ合つておられますが、今後生産力を大幅に高めていくためには、私、先ほど申し上げましたような大型トラクターを能率的に使うことができる経営構造に改めなければならぬ、その進め方によつて生産力を増強していく。ただそのためには関連条件がたたくさんある、特に土地条件の整備というふうなことは、基本的に重要な一つの問題であると思ひます。ですから、なかなか簡単な問題ではない、しかしせひそういう方向に進めていかなければならない、こう考えておるのであります。

○野原委員長 湯山勇君。

○湯山委員 いろいろお尋ねいたしましたこともございませうけれども、時間の関係もございませうから、御発言に関連した部分だけで二点お尋ねいたしますから、一つ御答弁願ひたいと思ひます。両方の問題とも井岡参考人と、一方の問題は二瓶参考人の御発言に関連しておりますから、お二人で答えたいと思ひます。

たことは大へん喜ばしいことであるといふ御意見がございませう。これは確かにそういう機械の進歩という点だけからいへば、あるいはそうだと思ひます。けれども、そういう検査に合格した、その各段階が同じ種類の機械についてそれぞれ製品化されるというふうなことになる、相当それがコストに影響してくるんじゃないか、そういう競争が場合によつては確かによくあるいは自動車までではないにしても、そういう本質的なものを離れてはいないけれども、若干ずつの前進がそれぞれの段階で製品化されるということになるコストの上昇、そういうことになつてくると、これは大へん問題がなすかという問題になつてくると思ひます。そういうふうになると、これはさき井岡参考人の御意見にありましたように、農業機械というものの性格からいって、そう簡単に取りかえられる性格のものでもない。せつかく若者が機械の魅力によつて農業に従事しておつた、しかもお前の使つておつたものは去年のもので古いじゃないかというふうなことになることも、そういう影響も考えられますので、今検査を随時検査にしたというところについては、もう少しおつけ加えた方がいい必要があるんじゃないかと思ひます。それから井岡参考人からはそういうおそれがあるかないか、そういうことについての御意見を伺いたしたいと思います。

という御意見でございませう。現在わが国からも相当量の農業機械が輸出されておると思ひます。その輸出されておるものについては、いろいろ保護措置が講じられておると思ひますが、いづれにしても肥料と並んで千数百億の費用が農民から支出されておる。この農業機械についても輸出が非常に保護されているという状態であつて、しかも大型トラクターのようにあるいはこちらの方の生産コストが高いということになつておるようには、政府の政策としては輸出を優先して、輸出を優先的に扱つていく、その輸出の赤字が実は国内の農家にはね返つてくる、今肥料は実際がそういう状態でございますから、そういう懸念があるいはあるんじゃないかというふうな、先ほど来の御発言の中から若干心配する点も出て参りましたので、そういうことがあるのかないのか。ことに日本と似ておる東南アジアの諸国あるいはお隣の中國、こういうものを考えて参りますと、将来農業機械の輸出ということがかなり重要な問題であると思ひます。そういう際に、輸出ということが実は国内の価格にシワ寄せされるといふようなことになる懸念はないかどうか。さらに今台湾等へは、井岡さんのは進出しておられるようすだけれども、中國への農業機械の進出ということについてはどうお考えなのかあわせて、伺いたしたいと思います。以上でございませう。

○二瓶参考人 随時検査について、随時やればメーカー側は助かりますが、かえつて値段が高くなるよりなことはないかというふうなふうにお受け取りしてよろしうございませう。か。――随時になりませう、やはりメーカーは確かに助かります、三年も四年も待たなくてもよろしうございませうから。そしてあとから出てくるから値段が高くなるというふうな点は随う心配要らないのじゃないか。あとから出てきてもやはりだんだん改良されたものが出てきますから、一面農民にとりまして必ずしも不利じゃないのじゃないかというふうな気がいたします。あとから出たからといって極端に値が高いよりなものでは売れませんが、やはりその辺は世間並みの相場が出さなければいけませんから、特別にあとで出たからといってその値段が高くなるということはないのじゃないかと思ひます。

○湯山委員 私が申し上げているのは、農業機械というのは耐用年数が相当長期なものになつております。そこで、たとえば同じ種類の機械についてメーカーの方としてはことしの春こういう機械を出した、続いて秋同じようなもので改良して出す、常にそういうことをしよつちやうやつておるとそれに対するコストですね、研究費とか、今おつしやつたように研究するのにこれくらい要るといふお話がありましたから、そういうことを常にやつていけば、そのことがコストにはね返つてくるから、実際は製品が高くなつてくるおそれがあるのじゃないか、むしろ二年なり三年なり固定するくらいの心がある方が農民にとってはいいんじゃないか、極端に言へばそういう意味のことです。

○二瓶参考人 おつしやる通りでございます、やはり外国では割合に長い

のであります。一つのものを申しましてから五年ないし十年なり、ところが日本ではメーカーさんが非常に痛いところなんです、代理店の方がお前のところはこれじゃ困るじゃないか、ああしろころしろと言ってくるのです。日本でも大きなメーカーさんでは大体四年くらい動かさないようにしなければ商売にならない、ということを言っておられました。よい機械であります、現に四、五年そのままです、機械もかなり多くなっておりますので、おっしゃる通りその点はやはりあまり毎年々々変えるなんていうことはどうしたって生産高になりまして、農家に不利でございますから、その点は全くお説の通りでございます。

○井関参考人 今お話の随時検査にするから、たびたび改良するから高くなるのじゃないかという御懸念であります、どうせ検査にかかわらざる変えなければならぬと思つたらメーカーは変えるのです。そういう点は検査を受けずに出すか受けて出すかということになる。おそれるその方は実質面においてはあまり大きな違いはないのじゃないかと考えます。それからまた今まで作っておらなかつた機種を出しますと、国営検査が四年に一回、五年に一回しかありませんし、それが非常に優秀な機械であっても国営検査を待たなければ合格品として大手を振って売りますことはできませんので、実際は売れば農家は必ず喜ぶのだけれども、検査には通っていないという不合理もありませんので、その方は実質面においてそう大した問題は無いのじゃないか、こういうふうに思います。

なおまた、先ほどもちよつとお尋ねの農機具を輸出することによって、逆にそれがはね返ってきてコスト高になりはせぬかという御意見であります、これは農機具の場合そういうことは全然ないと言つていいと思います。また、ただいまのところほんとうの大量の注文が入ってきて、これを無理しても売って国内製品で埋め合わせるというよりなことは、大量生産という大きな商売が一ぺんにするもの、あるいは鉄とか肥料というものはそういうことがあるかもしれない、農機具のようなものには決して国外に出すからといってコストを割って出すというよりなことはほとんどないと思つてもいいと思います。

○川俣委員 一点だけお尋ねいたします、答弁をできるだけ簡単に一つお願いいたします。今の問題に關連いたしまして、農機具が最近非常な進歩、発展を遂げております。そういう意味からいろいろの機械の更新が早まってきたように思ふのですが、メーカーとしては何年くらいで一体農家が更新することが適当であると考えておられますか、これはメーカーからです。また近藤さんは、生産者の立場も加えて、何年くらいで更新することが適当だ、何年と年数だけでけつこうです。理由は要りません。時間がありませんから、二瓶さんよりまじやうが、大型、中型、小型と三種類くらいに分けて、大型については何年くらいで更新することが適当だというふうな答弁をお願いいたします。年数でけつこうです。

○川俣委員 時間がありませんから簡単に一つお願いします。今の問題について二瓶さんいかがですか。

○井関参考人 作業機のような安定しましたものは、たとえば脱穀機でいいますと二百六、七十万台稼働しております。従つて十年に一回更新することになります。耕耘機の場合は四十万台です。わずかに百万台しかふえておらぬのに四十万台も売れておかしきじゃないかと四万台もなおりますが、これは今ほとんど普及しておる時期なんです。また前のやつは持つておらぬで、新しく買っていく時期ですからそういう不合理な現象がある。今ほとんど新たに買ってきよめるのですから、更新しようにも前の機械がないということ、これが三百万台ばかりつと横ばいし

化、機械化そのものずばりの標語だ、こう思っておるのでございます。けさほどから参考人各位のお話を聞いておりますと、近藤参考人から、機械化することによって一部においては過剰な投資を見て農民の負担が大へんえらくなっている、こういうお話がございました。なるほど一面におきましては過剰投資の面もありましようが、しかし私は、全面的にそりだとは考えていないので、やはり今日の農民感情からして、新しい機械ができて参りますれば、くわ、かま、耕耘機からそれらものに変わっていく、これは当然なことでございます。そういう考えから一点だけお尋ねしたい。

今日の大型化というものの、また中型化というの将来においてはあり得るでありましよう。そういくでましようが、現在の農業の実態から考えましても、耕耘機は欠くべからざるもののように私は思っています。そこで、大きなものは別として、小型の耕耘機を中心にしてお尋ねしたいのです。昔は牛や馬を使ったり、あるいは人間がリヤカーを引っぱって肥料を山の上に持って行ったところが近ごろは、耕耘機にリヤカーをつけたり、小さな車をつけて山の上に肥料を運んでいる。いわゆる運搬の役目をやっている。こういう面から考えますと、なるほど過剰投資というようなことはあるかもしれませんが、これには全然当てはまらない。今日のお百姓にリヤカーを引っぱって歩けとか、牛や馬で肥料を運べとか、それが運搬の役目をやって農民の気持を非常に明るくしておるのです。私、ときどき地方へ参って農民からいろいろ

聞いてみると、先ほど橋崎さんのお尋ねのように、ガソリンの問題、保険の問題等々が出る。特に耕耘機なんというものは、もう近ごろ運搬用に使って、農民の足であり、げたであり、わらじだということです。これが免許証がなければ運転できないということをとときどき訴えられる。私は橋崎さんの御質問にあればそのことをお尋ねしようとは思わなかったのでありますが、近代化をはばむものにはいろいろありましよう。御意見にもありましたが、土地改良をやらなければならぬとか、道路をつけないければならぬ。こういうようなことについても、また、買うにについては融資の問題等いろいろありましようが、実際農民が使いたい、また使わなければならぬその耕耘機、これはこの委員会でもやることではないけれども、危険率はほとんどない。スピードはないし、人間が歩くのと同じである。だから掛金も安い。ところが、免許証をとらないと運転できないということと今困っておる。われわれ関係方面へも訴えたのですが、作って売らさずればよいのではなくて、やはり農民が要求しているものは使っていけるようにする。耕耘機は免許証なんか私には必要がないと思っておりますが、あなたの方は、メーカーとして農民と連なる立場において免許証について関係方面に働きかけをなさったことがあるかどうか。免許証の撤廃の働きかけ、これをしていただかなければ普及すべきものが普及できないので、こういう点についてメーカーが関係者として働きかけをなさったことがあるかどうか。

この一点だけ何っておきたいと思えます。○井関参考人 メーカーから耕耘機の無免許についての関係方面への陳情は常にやっておりますが、警察側から、耕耘機ばかりでなく、自動車が多くなつて事故がだんだんふえておりますので、走る以上一定の取り締まりをしなればならぬということなんです。それで、農機具であるがゆえにできるだけの軽便な方法をとってもらっておる状態でありましよう。われわれは無免許にしてもらいたいと常に叫んでおりますが、なかなか参りません。現在許されている軽免許がもうぎりぎり一ぱいの線だということで、願わくは、先生方のお力で無免許にさせていただければこの上もないことでありましよう。その運動は盛んにやっております。

○丹羽委員 それはただメーカーが、そう言つては悪いですけども、あなたは日本農機具工業会の会長として、農民の要求にこたえてどういうものを作る。すぐと大型化、機械化することができなくても、耕耘機程度のものなら過剰投資にもならない。昔と違つて耕耘機を使って荷物を運搬する、これは農民の要求だ。それにこたえるようにしていくという考え方で、農民と渾然一体となつて——おじいさんや何かに免許証をとれとかああいう試験を受けろと言ふことは無理なんです。そこで私が言ふのは、あなたの方でも作つて売るといふことにウエイトを置かずに農民がもつと使用する便利を与えるという、農民に協力するという意味で、あなた方がどんだんこの問題について関係方面に働きかけて下さる

情熱、熱意があるかどうかということを重ねて承つておきたい。○井関参考人 熱意、大いにあります。それはできるなら何はさておいてもこれをやりたい。これをやりますと農村が非常に軽便になりますから、買いやすくなるし、また売れ行きにも非常に影響してくるのです。従つてやりたいのですが、それどころじゃないのです。十五キロしか認められておらない。せめて二十キロか二十五キロにしてもらつて非常に便利なんです。それを十五キロ以上一歩もいかにぬといふことで、こゝろで常に折衝しておるのですが、やはり当局はそれぞれの責任がありまして、なんほ声を大にして嘆願これ努めても、なかなかむずかしいのです。とにかく道路を走ることには間違いのないのですから、やはり道路法とか法規に基づいてやる。そのかわり、できるだけ軽免許で、あまり練習するとか、実地の——できるだけ続いてやりましますから、これからはまた今度運動を起こしますときには、先生方にも御協力願ひたいと思ひます。

○野原委員長 近藤、井関、二瓶各参考人には長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがたうございました。お引き取りをいただいでつけようでございます。

○野原委員長 引き続き、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、松本参考人から御意見を承ることにいたします。松本参考人。○松本参考人 この改正に對します公団の考え方でございますが、今まで御承知の通り、農地開発機械公団は借入金によりまして一切の仕事をして参つたのでございます。機械の購入はすべ

て世銀及び余剰農産物の資金並びに資金運用部の資金をもちまして全部機械を買入れ、それによりまして仕事を営んで参つたのでありまして、公団の経営の基礎というものが実は非常に不安定でございましたので、政府はこれに對しまして、一応公団の資金の健全化といふことと、それから経営の合理化をもちまして、今回公団に對しまして出資の措置をおとりになられたということが第一点でございます。

それから、公団の業務に農地の造成または改良の事業の用に供する機械及び器具の修理を行なう事業を新たに加えられたのでございますが、これは政府のお考えをいたしましたは、一応、現在農林省が持つております機械の一部も公団に現物出資をされることに実はなつておるわけでございます。この農林省から現物出資をされる機械と、それから私どもが現在所有しておりますところの機械、これを一元的に運営をいたしますと、その修理を公団みずから手で行なう、こういうことに実はなつておりますので、この修理を行なうという事項が実は新たに加えられておるわけでございます。これは先ほど前の法案の審議の際にもお話がございましたように、各府県に公社、公団等が将来多くできて参ると存じますが、こういう公社、公団のあるいは固有の機械を修理するといふ依頼がもし公団にございました場合には、私どもその機械の修理も実は引き受けて参りたい、こういうことで、今年には熊本の農地事務局に所属してありますところの機械管理所並びに京都の農地事務局に所属してありますところ



の機械管理所の二方所を一応公団が引き受ける、実はこういふ形になつておる次第でございます。

それから、公団が将来余裕金がありました場合は、これは今までは銀行にだけ預金をおつたわけでございますけれども、信託業務を営む銀行へも信託預金をする事ができる。これは大蔵省の非常に大きな配慮だと思つてございまして、一応定期預金をする場合と信託預金をする場合には、大体二分五厘ほどの差が実はございまして、そういう点もあわせて考慮されたことと存するのでございませぬ。

○野原委員長 時間の都合により本日はこの程度にとどめたいと思つてます。

○野原委員長 この際お語りいたします。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案につきまして、明日午前十時よりさらに農地開発機械公団理事長松本烈君、同じく理事下川善之君、及び前農地開発機械公団理事長成田努君の三君に、参考人として御出席を願ひ、御意見を承ることにいたしたいと思つて存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○足鹿委員 この際審議に資するため、資料の提出を求めたいと思つてます。

一つは古いことで恐縮ですが、世銀との当初の保証協定全文を御提出願ひたい。第二に公団が保有し、またかつて保有しておつた輸入機械の使用状況。三が公団役職員の退職金の支出明

細と公団業務規程。四が公団役員の任免一覧表、これに伴う給与、退職金等の詳細。五が同じく公団顧問、嘱託等の一覧表、人名は全部であります。これに伴う給与、退職金等の支給内容。最後に、行管がよほど以前に、三十六年の五、六月ごろでありますか、公団業務の運営状況に関する報告を出しております、その全文と並びに勧告。以上であります。

○野原委員長 次会は明三十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

昭和三十七年四月七日印刷

昭和三十七年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局